



公 共 施 設 等

総 合 管 理 計 画

平成 28 年 12 月

(令和 2 年 3 月 一部改定)

(令和 4 年 3 月 一部改定)

(令和 4 年 1 1 月 一部改定)

徳 島 市

はじめに

本市では、国や他の自治体と同様に、高度経済成長期に多くの公共施設やインフラを整備してまいりました。しかし、これらの公共施設等は老朽化が進行し大規模改修や更新が必要な時期に差し掛かってきており、今後、これまで以上に施設の大規模改修や更新に多大な費用が必要となってきます。

また、全国的に少子高齢化による人口構造の変化や社会経済状況の変化、新型コロナウイルス等がもたらした住民の価値観やライフスタイルの変容等、公共施設を取り巻く環境は大きく変化しており、本市においても、こうした環境の変化に伴い、施設ニーズが変化するとともに、施設配置の最適化が求められることとなります。

本市のこれまでの取り組みとして、平成 17 年 12 月に策定した「徳島市行財政健全化計画 2005」において「施設管理に関する基本指針」を定め、令和 3 年 3 月に策定した「徳島市行財政改革推進プラン 2021」においても公共施設等の長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの低減や平準化等を図ってきたところです。

一方、国においては平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、インフラの老朽化対策を推進するとともに、平成 26 年 4 月にはその行動計画にあたる「公共施設等総合管理計画」の策定を各自治体に要請しています。

こうしたことから、本市では国からの要請に応えるとともに、公共施設等の長寿命化や最適化を行うことにより、財政負担の軽減や平準化を図り、将来世代に対し、安心安全な公共施設等を継承するため、平成 28 年 12 月に「徳島市公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。

このたび、本計画策定以降、一定の期間が経過したことを踏まえ、本計画に基づき作成した個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）をベースに、現在の本市の人口や財政、個別施設の状況を反映した本計画の見直しを行いました。

今後も継続的に本計画を見直しながら、将来にわたり市民の皆さまが公共施設等を快適に利用していただけるよう、公共施設等の長寿命化や最適化に取り組んでまいりますので、市民の皆さまのなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 4 年 1 1 月

徳島市長 内藤 佐和子

目 次

はじめに

第1章 計画の趣旨

第1節	背景と目的	1
第2節	計画の位置付け	2
第3節	対象施設	3

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

第1節	人口推移と将来展望	4
第2節	財政状況の推移と現状	5
1	歳入の推移	5
2	歳出の推移	6
3	公共施設及びインフラにおける整備費の推移	7
4	有形固定資産減価償却率の推移	9
第3節	公共施設等の現況と課題	10
1	公共施設等（建物）の保有状況及び年度別整備状況	10
2	公共施設等（建物）の保有量比較	12
3	インフラの保有状況及び年度別整備状況	13
第4節	公共施設等の更新費の推計	15
1	公共施設の更新費	15
2	インフラの更新費	16

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

第1節	現状と課題に関する基本認識	17
1	人口・財政・公共施設・インフラにおける現状と想定される課題について	17
第2節	公共施設等のマネジメントの基本的な考え方	19
1	計画期間	19
2	基本目標	20
3	基本方針	20
第3節	公共施設等マネジメントの実施方針等	21
1	実施方針	21
2	計画のフォローアップについて	24
第4節	計画目標	25
1	目標設定の方針	25
2	基本方針ごとの目標について	25
3	計画目標を踏まえた公共施設等の経費の見込み	28

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第1節 公共施設	29
1 公共施設（学校教育系施設、子育て支援施設、公営住宅、供給処理施設を除く。）	29
2 学校教育系施設	31
3 子育て支援施設	33
4 公営住宅	35
5 供給処理施設	36
第2節 インフラ	38
1 道路・橋梁	38
2 上水道	40
3 下水道	42

おわりに

第1章 計画の趣旨

第1節 背景と目的

わが国では、高度経済成長期に多くの公共施設・インフラ（以下「公共施設等」という。）が整備されてきましたが、近年は公共施設等の老朽化が進行し、今後、一斉に大規模改修や更新の時期を迎えます。

一方、財政面では生産年齢人口の減少等による税収の減少や高齢化に伴う扶助費の増加等、厳しい財政状況が予測される中、公共施設等の大規模改修や更新における財源の確保は困難となるおそれがあります。

さらに、少子高齢化の進行による人口構造の変化に伴う公共施設等の施設ニーズの変化や社会経済状況の変化、新型コロナウイルス等がもたらした住民の価値観やライフスタイルの変容等、公共施設等を取り巻く状況への対応は全国的な課題となっています。

本市においても、今後さらなる少子高齢化の進行が見込まれるとともに、財源確保の問題や、公共施設等の老朽化対策等、さまざまな課題を抱えています。

こうしたことから、本市が保有する公共施設等の全体状況を把握するとともに、本市の公共施設等を取り巻く状況及び将来の見通し等を分析し、将来にわたって持続可能な行政サービスが提供できるよう公共施設等の管理に関する方針等を定めた「徳島市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を平成28年12月に策定しました。

このたび、計画が一定の期間を経過したことから、計画に基づき作成した個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）をベースに、本市を取り巻く状況の変化やこれまでの取組を計画に反映し、公共施設等の管理に関する取組をさらに進めるため、本計画を改定します。

第2節 計画の位置付け

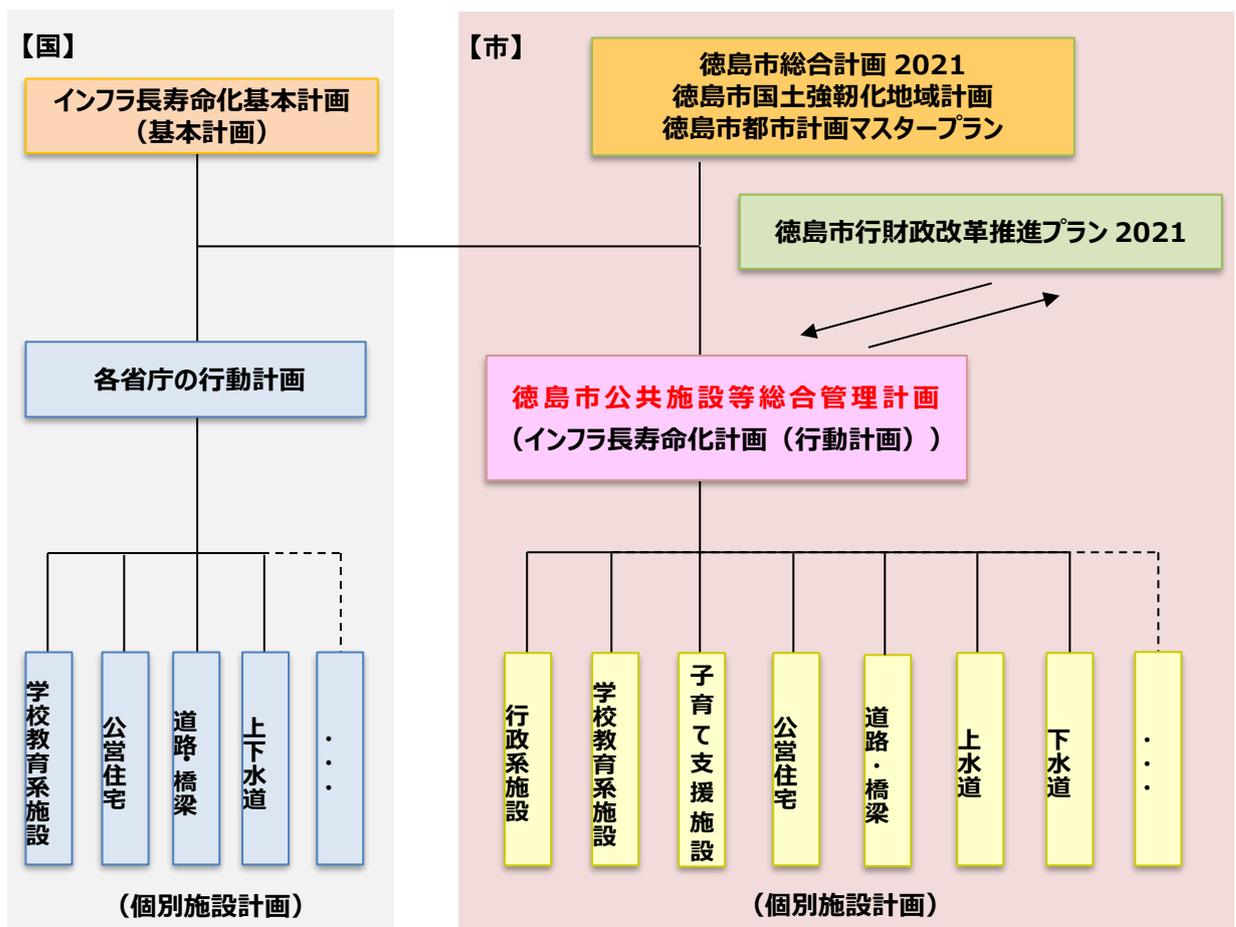
本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、平成26年4月に各自治体に対して平成28年度中の策定が要請された行動計画に当たるものです。(図1-1)

また、「徳島市行財政改革推進プラン2021～質の高い持続的な成長の実現～」において、戦略8「経営資源の有効活用」の取組項目のひとつである、公共施設の最適化に関する基本指針として位置付けています。

本計画を推進するにあたり、上位計画である国の「インフラ長寿命化基本計画」や本市の上位計画である「徳島市総合計画2021ー水都とくしま「新創造」プランー」、「徳島市国土強靱化地域計画」及び「徳島市都市計画マスタープラン」等に則するとともに、関連計画との整合・連携を図るものとします。

なお、個別施設ごとの具体の対応方針を定める個別施設計画についても、本計画に定める方針等に則して策定するものとしています。

図 1-1 : 計画の位置付け



第3節 対象施設

本計画では、公営企業も含めた本市が保有する公共施設等を対象とします。

なお、本計画においては総務省が策定にあたって活用を推奨していた「公共施設等更新費用試算ソフト」^{※1}において示されている分類を参考とし、公共施設等の施設類型を以下のとおり分類しています。(表 1-1)

表 1-1 : 対象施設及び分類

区分	施設類型	施設名称例
公共施設	市民文化系施設	コミュニティセンター、公民館等
	社会教育系施設	動物園、植物園、徳島城博物館、青少年交流プラザ、図書館、教育集会所等
	スポーツ・レクリエーション系施設	陸上競技場、体育館、体操センター、B & G 海洋センター、球技場、阿波おどり会館、眉山ロープウェイ、スポーツセンター等
	産業系施設	中央卸売市場、食肉センター等
	保健・福祉施設	生涯福祉センター、デイサービスセンター、隣保館、老人ルーム等
	医療施設	市民病院、夜間休日急病診療所
	行政系施設	本庁舎、支所、消防署、分署、出張所、分団詰所、水防倉庫、防災資材倉庫等
	公園	公園（管理事務所、便所等）等
	その他の施設	市営地下駐車場、駅前自転車駐車場、放置自転車保管所、葬斎場等
	学校教育系施設	小学校、中学校、市立高校等
	子育て支援施設	幼稚園、保育所、学童保育会館、児童館等
	公営住宅	市営住宅
	供給処理施設	東部・西部環境事業所、し尿処理施設、汚水処理施設等
インフラ	道路・橋梁	道路、林道、橋梁等
	上水道	管路、浄水場、配水場等
	下水道	管きよ、中央・北部浄化センター、排水機場、ポンプ場等

※1 詳細については、一般財団法人地域総合整備財団のホームページに記載されています。

<https://management.furusato-ppp.jp/?dest=info>

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

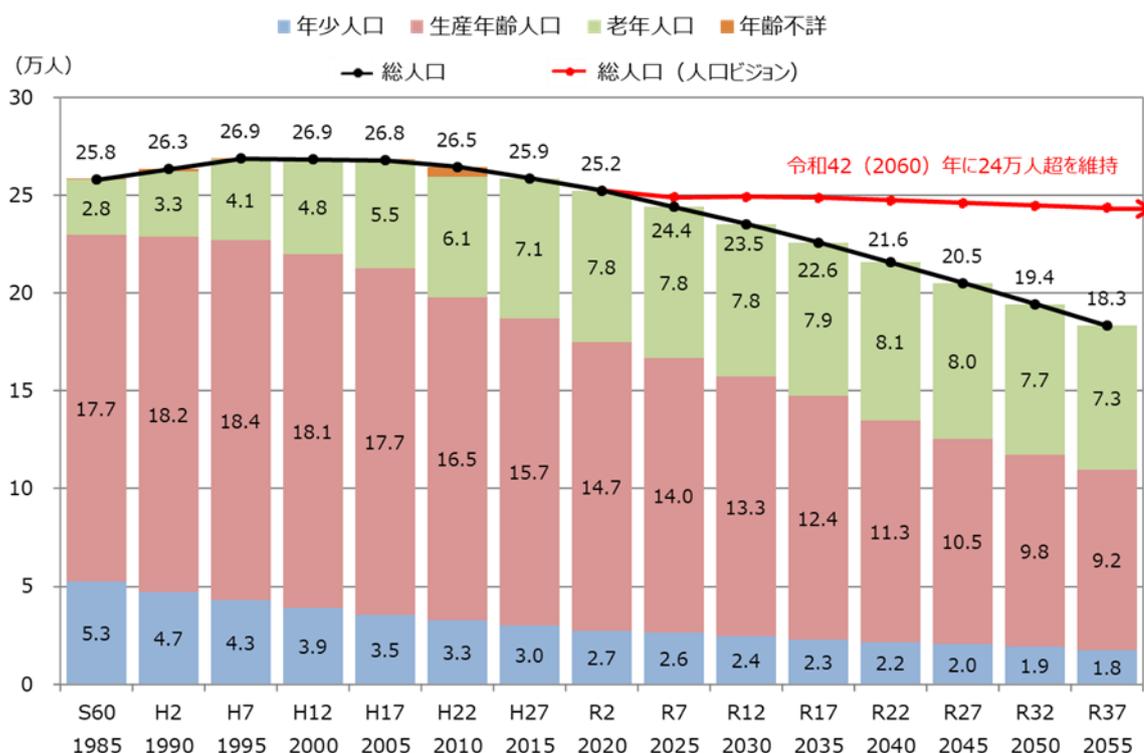
第1節 人口推移と将来展望

本市の総人口^{※2}は、平成7（1995）年の26.9万人をピークに、令和2（2020）年には25.2万人へと減少しています。総人口は、何ら対策を講じなかった場合、今後も減少し続け、令和37（2055）年には18.3万人まで減少することが見込まれます。（図2-1）

年齢階級別の人口動態をみると、令和37（2055）年には令和2（2020）年と比較して、年少人口（0～14歳）が2.7万人から1.8万人へと、生産年齢人口（15～64歳）が14.7万人から9.2万人へとそれぞれ35%前後減少するのに対し、老年人口（65歳以上）は7.8万人から7.3万人へと約6%の減少にとどまることから、少子高齢化の進行が見込まれます。

なお、「徳島市人口ビジョン^{※3}」（以下「人口ビジョン」という。）においては、人口の将来展望として、令和42（2060）年に24万人超の人口を維持することを掲げています。

図2-1：人口推移と将来推計



※ 端数処理の関係で、合計と内訳の計が一致しない場合があります(以降の図においても同様)。

※2 2020年までの実績値は各年10月1日時点の国勢調査人口（2015年及び2020年は年齢不詳をあん分等により補完した参考値）、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計に準拠した推計値を示しています。

※3 本市の人口の将来展望と、今後目指すべき将来の方向を示したものです。

人口ビジョンで掲げた人口の将来展望を実現するため、「第2期徳島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、取り組む施策の基本的な目標や方向性を示しています。（令和2年3月策定）

第2節 財政状況の推移と現状

1 歳入の推移

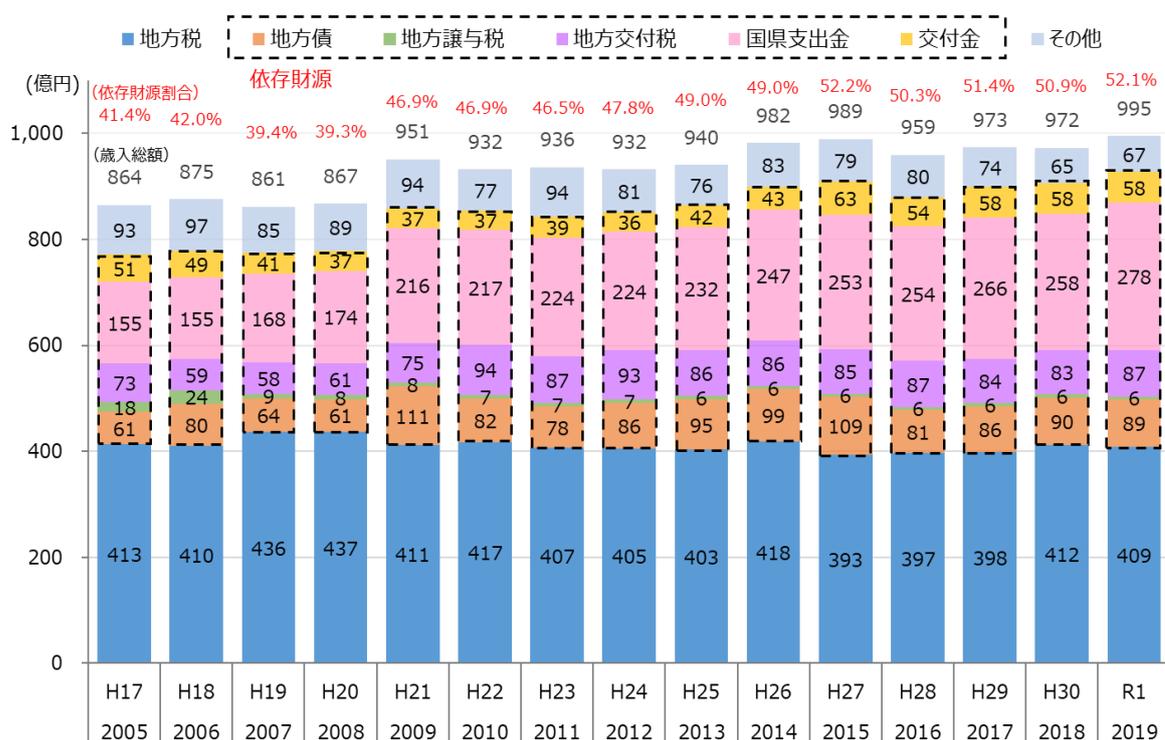
普通会計^{※4}における過去15年間の歳入総額は、平成17(2005)年度から平成20(2008)年度までおおむね800億円台後半でしたが、平成21(2009)年度以降は900億円台で推移しています。(図2-2)

歳入総額増加の大きな要因は、「依存財源^{※5}」の総額増加が挙げられます。「依存財源」は平成20(2008)年度まではおおむね350億円前後(歳入総額の40%前後)でしたが、リーマンショックに伴う国の経済対策等(国庫支出金の大幅な増加)により増加傾向にあり、令和元(2019)年度では519億円(歳入総額の52.1%)まで増加しています。

また、「自主財源^{※6}」の多くを占める地方税収入は、歳入総額の40~50%程度(400億円前後)で推移しています。

「依存財源」の総額や割合の増加により、年々、本市の財政運営の自主性や安定性の確保が難しくなっていると言えます。

図2-2：歳入実績及び内訳



※4 普通会計：徳島市の普通会計は、一般会計と奨学事業・土地取得事業・住宅新築資金等貸付事業の3つの特別会計で構成されています。

※5 依存財源：国や県から交付される財源や借金等のこと(地方交付税、国・県支出金、地方債等)

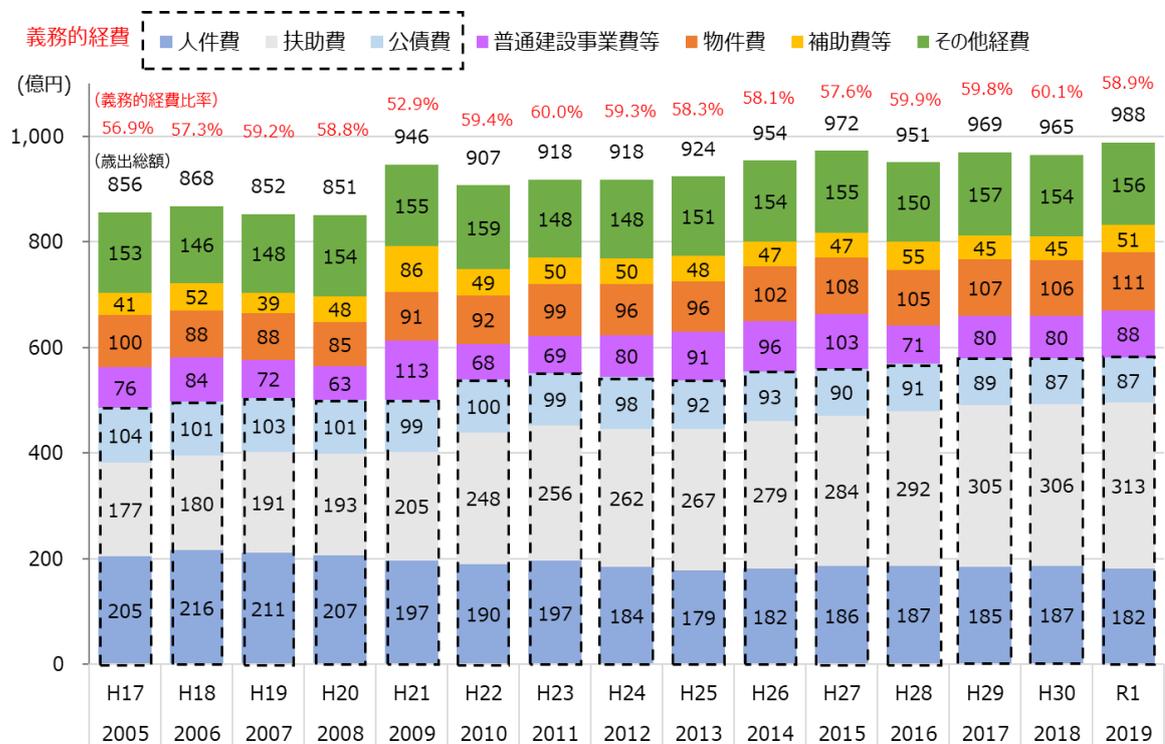
※6 自主財源：市自らの権限で得ることができる財源のこと(地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入等)

2 歳出の推移

普通会計における過去 15 年間の歳出総額は、平成 17（2005）年度から平成 20（2008）年度までは 800 億円台後半で推移していましたが、平成 21（2009）年度以降は 900 億円台で推移しています。（図 2-3）

歳出の内訳をみると、歳出総額に占める義務的経費比率^{※7}はおおむね 50%台後半から 60%の間で推移しています。行財政健全化の取り組みにより、義務的経費のうち、人件費は平成 17（2005）年度から 11%程度、公債費は 17%程度減少してきましたが、扶助費は毎年増加傾向にあり、平成 17（2005）年度の 177 億円から、令和元（2019）年度では 313 億円へと 77%程度増加しています。

図 2-3：歳出実績及び内訳



※7 義務的経費比率：職員の人件費、社会保障や福祉等に充てられる扶助費、将来に返済義務がある公債費（借金）等、歳出が義務付けられている費用が、歳出全体に占める割合を指しています。

3 公共施設及びインフラにおける整備費の推移

(1) 公共施設

過去 10 年間の普通会計における普通建設事業費のうち公共施設整備費^{※8}は、平成 22 (2010) 年度の 22.3 億円から令和元 (2019) 年度の 45.2 億円へと約 2 倍に増加しています。(図 2-4)

また、市民病院や中央卸売市場、食肉センター等の企業会計や特別会計における過去 10 年間の公共施設整備費^{※9}は、平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度にかけては増加していますが、その他の年度は 1.4 億円から 2.8 億円の間で推移しています。

図 2-4 : 公共施設整備費の推移と内訳



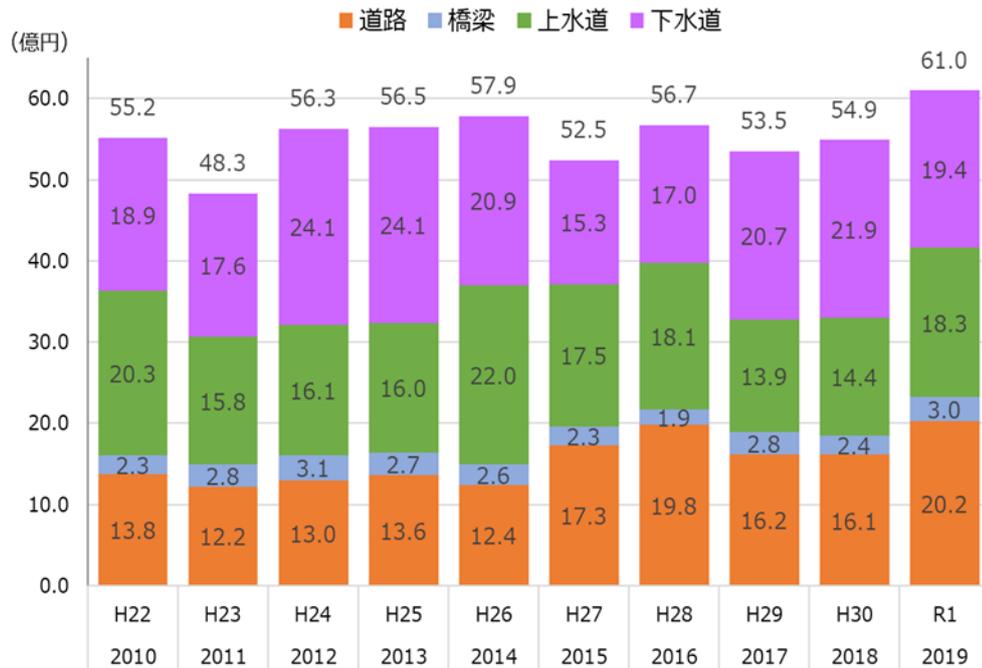
※8 普通会計の公共施設整備費は、過去の決算統計の普通建設事業費の内訳のうち、「総務費、民生費、衛生費、労働費、商工費、土木費(住宅)、消防費、教育費」の合計金額としています。なお、本市が保有する公共施設(建物)の整備費のみを比較するため、土地の購入に係る用地取得費や、国や県が実施する事業(直轄事業費等)への支出を除いています。

※9 特別会計及び企業会計の公共施設整備費は、各会計別の決算の内訳のうち、「徳島市食肉センター事業特別会計の各年度の工事請負費」、「徳島市市民病院事業会計及び徳島市中央卸売市場事業会計の各年度の建設改良費」の合計金額としています。

(2) インフラ

過去10年間の道路・橋梁、上水道、下水道のインフラ整備費^{※10}は、普通会計、企業会計（上水道）、特別会計（下水道）を合わせると48.3億円から61億円の間で推移しています。（図2-5）

図2-5：インフラ整備費の推移と内訳



※10 道路及び橋梁の整備費は、普通会計の決算統計の普通建設事業費の内訳から、「土木費（道路・橋梁）」の合計金額としています。上水道及び下水道の整備費は、各会計における建設改良費のうち工事請負費の実績としています。なお、本市が保有するインフラの整備費のみを比較するため、土地の購入に係る用地取得費への支出を除いています。

4 有形固定資産減価償却率の推移

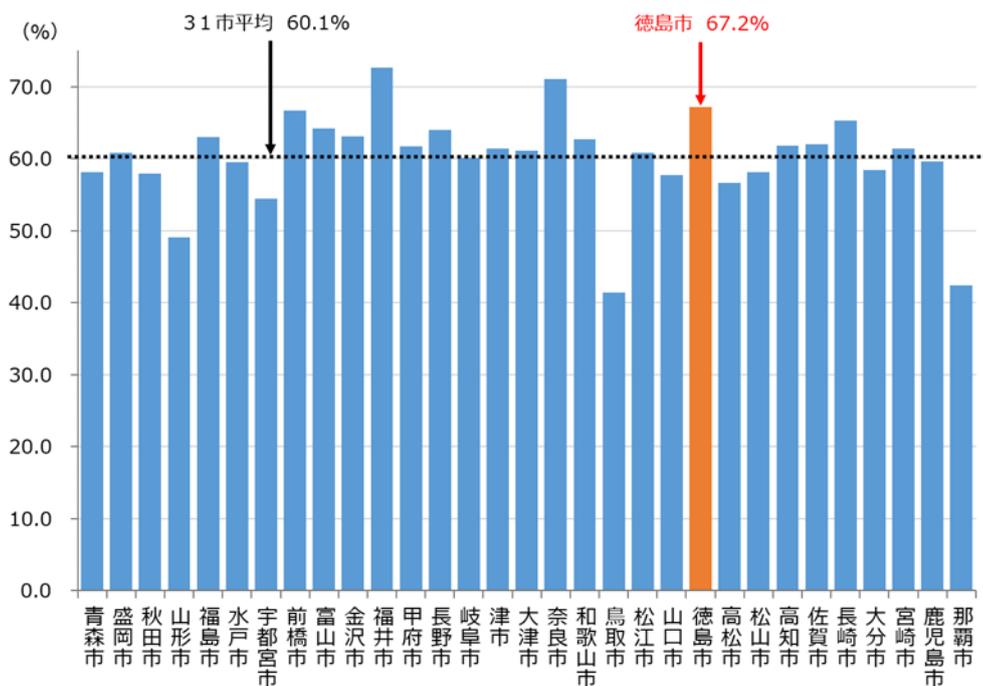
本市が保有している有形固定資産の減価償却の割合を示す有形固定資産減価償却率^{※11}は、固定資産台帳^{※12}の整備開始年である平成 27 (2015) 年度から年々上昇しており、令和元 (2019) 年度末の減価償却率は 67.2%となっています。(表 2-1)

また、令和元 (2019) 年度末の減価償却率について、政令市を除く 30 の他の県庁所在都市と比較^{※13}すると、本市は全体平均の 60.1%を上回っていることから、公共施設等の老朽化が進行していることがわかります。(図 2-5-2)

表 2-1 : 有形固定資産減価償却率の推移

年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
償却率	63.0%	64.3%	65.4%	66.3%	67.2%

図 2-5-2 : 令和元 (2019) 年度末の有形固定資産減価償却率の比較



※11 有形固定資産減価償却率：有形固定資産のうち、土地を除く償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合のことです。耐用年数等に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となります。

※12 固定資産台帳：固定資産の取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿であり、平成 27 (2015) 年度末から整備を始めています。

※13 総務省「財政状況資料集」から引用しています。

https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/jyoukyou_shiryuu/index.html

第3節 公共施設等の現況と課題

1 公共施設等（建物）の保有状況及び年度別整備状況

(1) 公共施設等（建物）の保有状況^{※14}

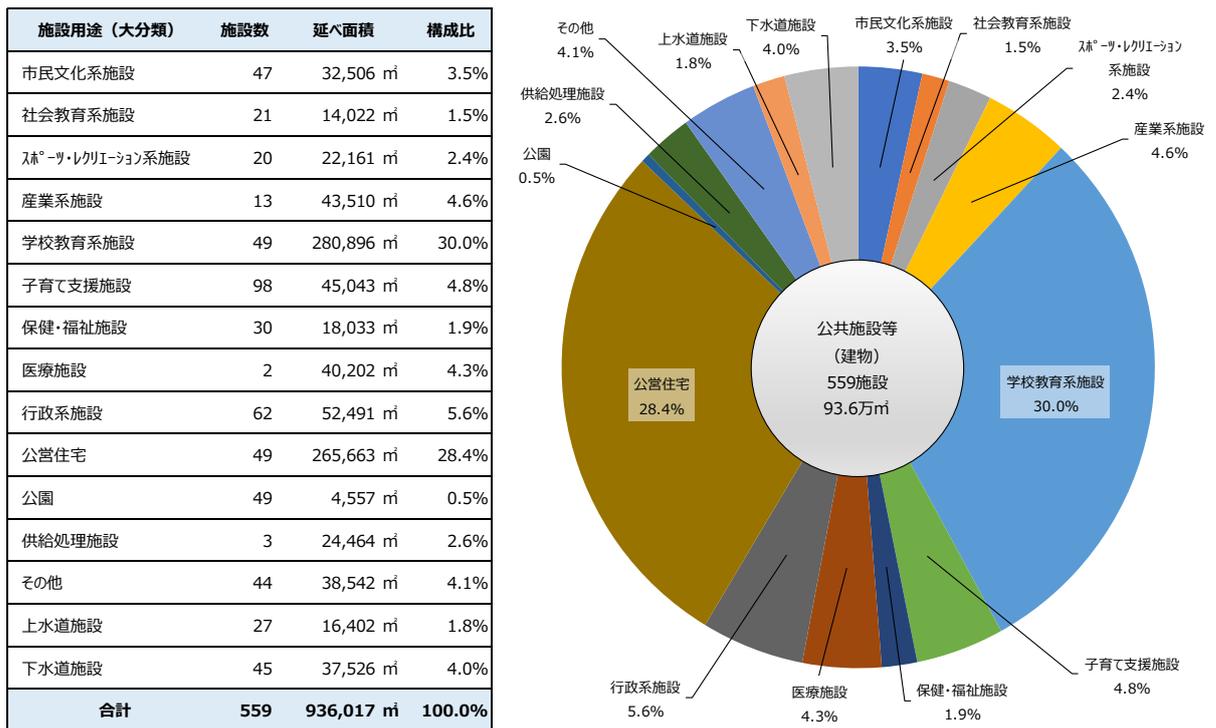
本市が保有する公共施設等（建物）は、延べ面積の合計が 93.6 万㎡となっています。（図 2-6）

内訳をみると、学校教育系施設が 28.1 万㎡（30.0%）、公営住宅が 26.6 万㎡（28.4%）と、延べ面積全体の 58.4%を占めています。

学校教育系施設及び公営住宅が公共施設の延べ面積全体に占める割合は、他の県庁所在都市においてはおおむね 50～70%程度^{※15}となっており、本市の割合も他の県庁所在都市と同程度となっています。

また、施設数では、市民文化系施設、行政系施設、学校教育系施設、子育て支援系施設で全体の 46%程度を占めています。

図 2-6：公共施設等（建物）の用途別保有状況



※14 令和元（2019）年度末時点の固定資産台帳等から作成しています。

※15 総務省「公共施設状況調経年比較表」から、政令市を除く 30 の他の県庁所在都市における割合を算出しています。

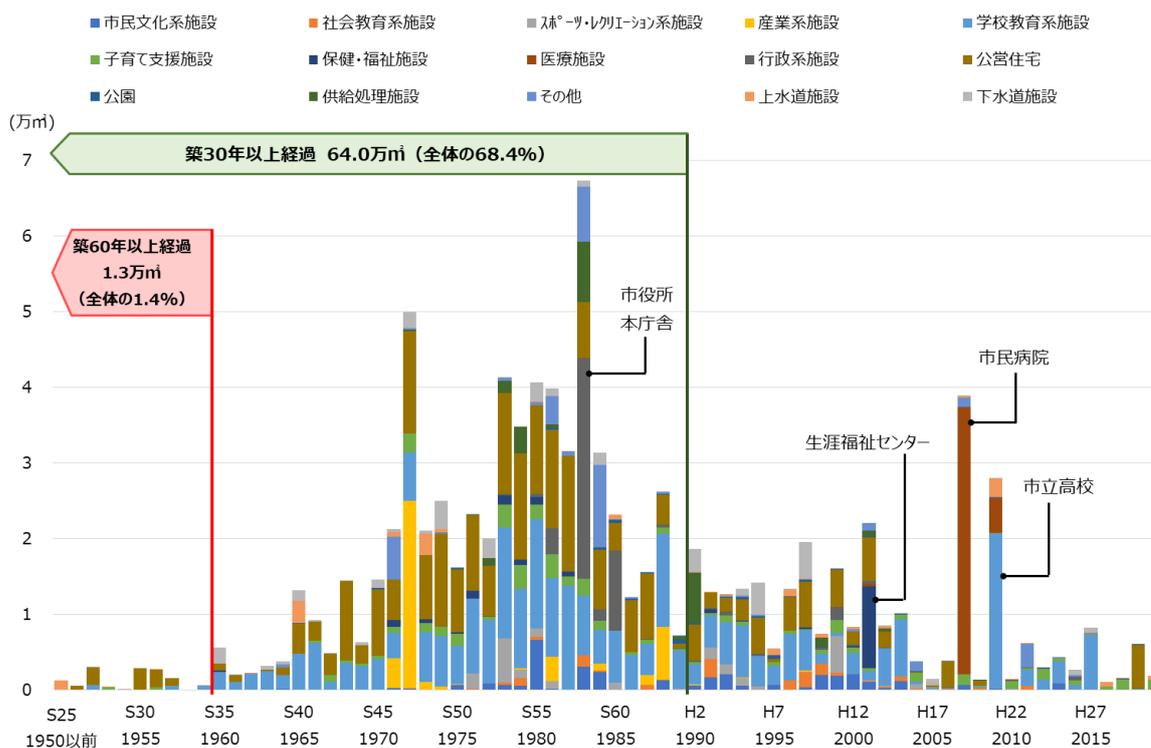
<https://www.soumu.go.jp/iken/shisetsu/index.html>

(2) 公共施設等（建物）の年度別整備状況

年度別の整備状況をみると、築30年以上経過した施設が64.0万㎡（延べ面積全体の68.4%）を占めており、老朽化が大きく進行しているといえます。（図2-7）

なお、昭和58（1983）年度には市役所本庁舎を、平成13（2001）年度には生涯福祉センターを建設し、また、平成19（2007）年度には市民病院を、平成21（2009）年度には市立高校を建て替えています。

図 2-7：公共施設等（建物）の年度別整備状況と類型ごとの築30年以上の割合



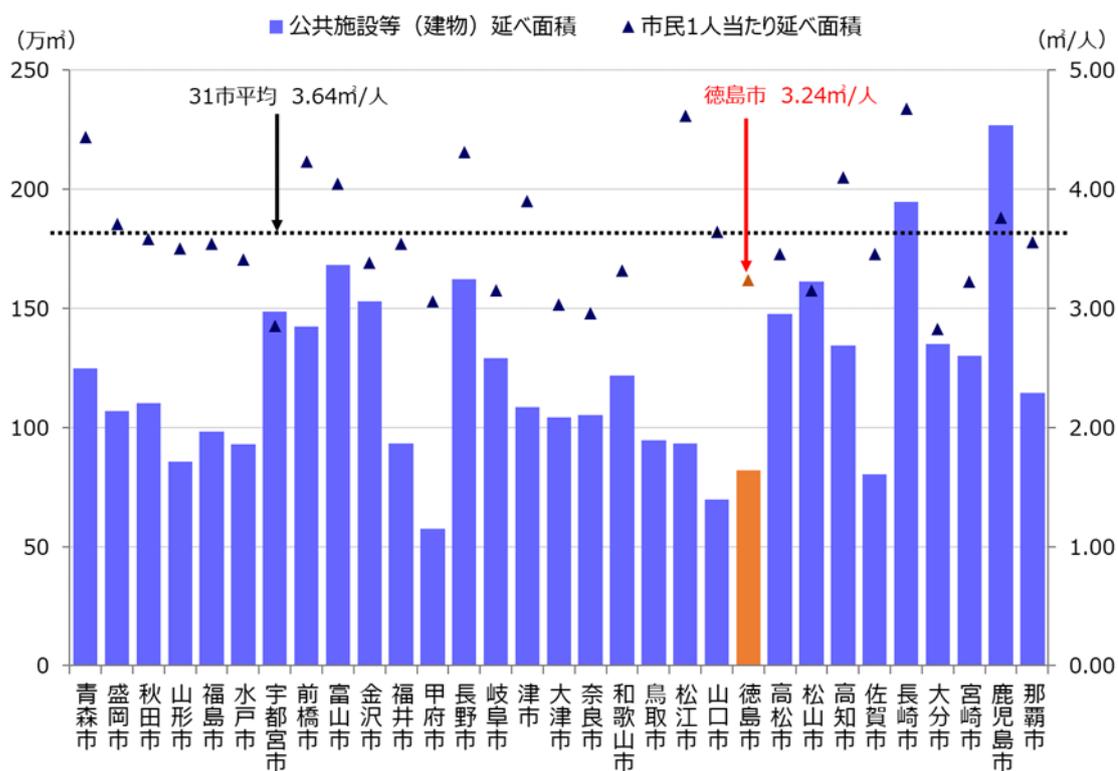
施設類型	築30年以上の延べ面積	築30年以上の割合
市民文化系施設	16,689 ㎡	51.3 %
社会教育系施設	4,265 ㎡	30.4 %
ｽｰﾌﾟｰﾙ/ｸﾘｰｼﾞｮﾝ系施設	12,153 ㎡	54.8 %
産業系施設	43,110 ㎡	99.1 %
学校教育系施設	189,542 ㎡	67.5 %
子育て支援施設	28,480 ㎡	63.2 %
保健・福祉施設	6,240 ㎡	34.6 %
医療施設	0 ㎡	0.0 %
行政系施設	46,441 ㎡	88.5 %
公営住宅	214,247 ㎡	80.6 %
公園	2,249 ㎡	49.4 %
供給処理施設	15,526 ㎡	63.5 %
その他	30,391 ㎡	78.9 %
上水道施設	8,851 ㎡	54.0 %
下水道施設	21,953 ㎡	58.5 %
合計	640,138 ㎡	68.4 %

2 公共施設等（建物）の保有量比較

一般会計における公共施設等延べ面積^{※16}においては、本市は政令市を除く 30 の県庁所在都市と比較すると 4 番目に少なく、市民一人当たり延べ面積^{※17}は 3.24 m²/人で、9 番目に少なくなっており、施設保有量の面からは大きな課題は見られません。（図 2-8）

しかしながら、今後見込まれる人口減少や、それに伴う施設利用者の減少及び住民のライフスタイルの変容等により、施設ニーズの変化が生じることが考えられるため、こうした変化に対応した効率的な施設配置や運営、施設総量の縮減も必要となってきます。

図 2-8：公共施設等（建物）の保有量の比較（一般会計）



※16 総務省「公共施設状況調査経年比較表（決算年度：2019年度分）」を引用しています。

<https://www.soumu.go.jp/iken/shisetsu/index.html>

※17 総務省「公共施設状況調査経年比較表（決算年度：2019年度分）」及び令和2（2020）年1月1日時点の住民基本台帳人口から算出しています。

3 インフラの保有状況及び年度別整備状況

インフラは、生活及び産業の基盤となるものであり、市民生活や地域経済活動を支える欠かせない施設です。主なインフラの保有状況^{※18}及び年度別整備状況は次のとおりとなっています。(表 2-2、図 2-9、2-10、2-11)

表 2-2 : 主なインフラの保有状況

類 型	項 目	数 量
道路	延 長	1,598,470m
	面 積	7,821,208㎡
橋梁	延 長	10,319m
	面 積	65,084㎡
上水道	延 長	1,186,159m
下水道	延 長	416,466m

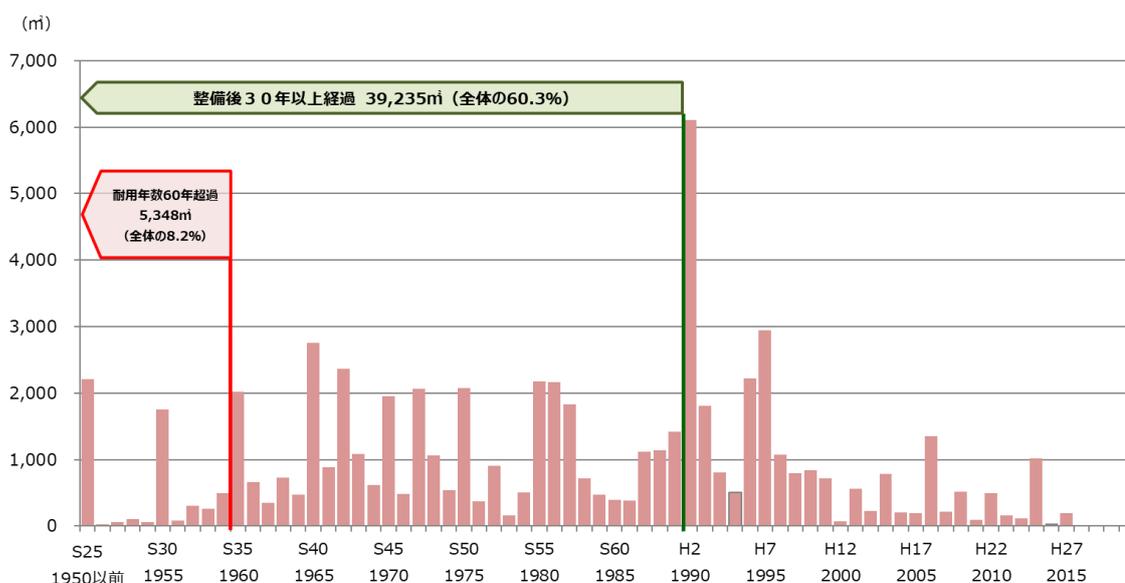
(1) 道路

本市では、延長 1,598,470m、面積 7,821,208 ㎡の道路（認定市道）を保有しています。

(2) 橋梁

本市では、延長 10,319m、面積 65,084 ㎡の橋梁を保有しています。法定耐用年数である 60 年を超過した橋梁が、面積全体の 8.2%を占めています。また、整備後 30 年以上経過した橋梁が、面積全体の 60.3%を占めています。(図 2-9)

図 2-9 : 橋梁の年度別整備状況



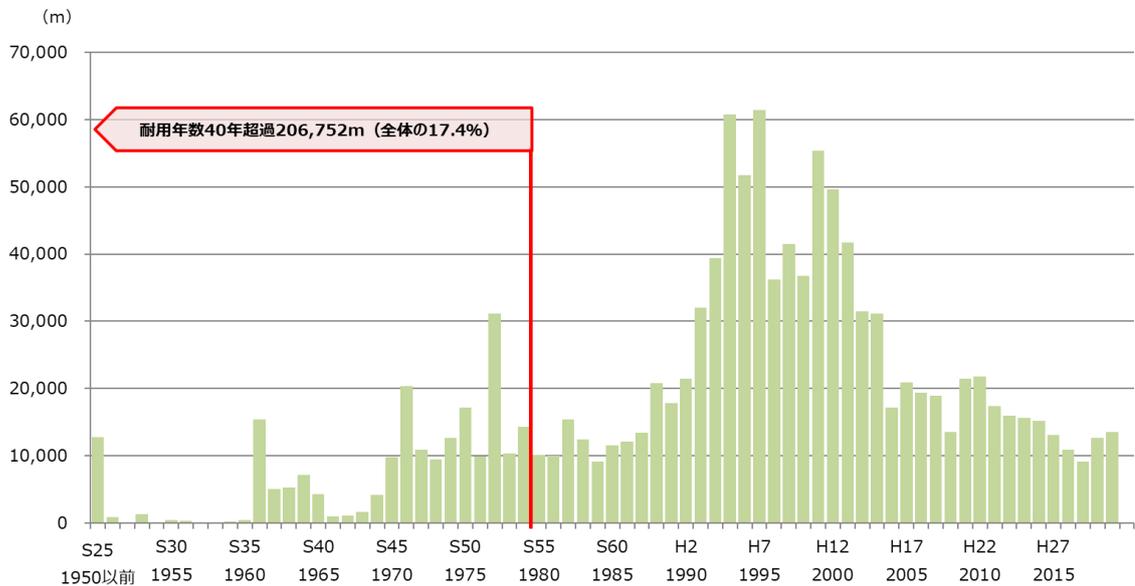
※18 インフラの保有状況等については、令和元年度末時点の道路台帳調書、橋梁調書及び徳島市橋梁長寿命化修繕計画、水道台帳、下水道台帳（特定環境公共下水道を含む。）から作成しています。

なお、道路及び橋梁の延長については実延長（総延長から重用区間の延長、未供用区間の延長を除いた延長）を、上水道及び下水道については総延長を記載しています。

(3) 上水道

本市では、延長 1,186,159mの上水道（管路）を保有しています。法定耐用年数である 40 年を超過した管路が、延長全体の 17.4%を占めています。（図 2-10）

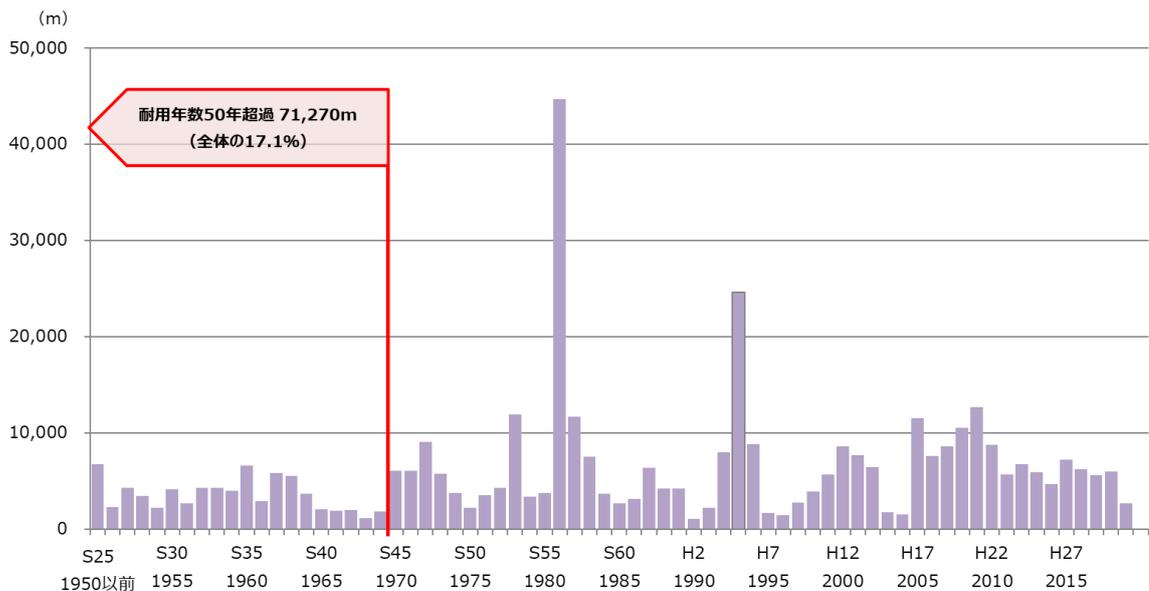
図 2-10：上水道（管路）の年度別整備状況



(4) 下水道

本市では、延長 416,466mの下水道（管きょ）を保有しています。法定耐用年数である 50 年を超過した管きょが、延長全体の 17.1%を占めています。（図 2-11）

図 2-11：下水道（管きょ）の年度別整備状況



第4節 公共施設等の更新費の推計

本市が保有する公共施設等と同様の規模を将来にわたって維持、更新し続けた場合の更新費の推計を行います。

推計時の条件や更新単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の推計条件等を使用しています。

1 公共施設の更新費

(1) 更新費推計の考え方

本市が保有する公共施設について、更新年数経過後に現在と同様の延べ面積で更新すると仮定し、延べ面積に一定の更新単価を乗じることにより、更新費を推計しています。

なお、施設整備等の事業実施にあたっては、国県等の補助金、交付金や市債等を活用して整備するため、更新費の全額が本市の負担となるわけではありません。

推計条件

- ・築30年で大規模改修(改修期間2年)、築60年で現在の建物と同規模の建て替え(建て替え期間3年)を行う。
- ・築31～49年経過の建物については、今後10年間で大規模改修を行う。
- ・築50～59年経過の建物については、大規模改修は実施せず、築60年で現在の建物と同規模の建て替え(建て替え期間3年)を行う。
- ・築61年以上経過の建物については、今後10年間で建て替えを実施する。
- ・公共施設等更新費用試算ソフトの更新単価を使用する。

(2) 推計結果

推計条件に基づく試算の結果、本計画開始年度である平成29(2017)年度から令和38(2056)年度までの40年間で合計約3,772億円、年平均約94.3億円が必要との結果になりました。

これらの更新費や今後の財政状況を考慮すると、今後すべての施設を現状通りに更新していくことは困難であることから、総量の縮減や長寿命化等の取り組みによって、将来の更新費を抑制するとともに、更新時期の調整等、単年度の更新費を平準化することで市民サービスの維持が図られるよう努めていく必要があります。

2 インフラの更新費

(1) 更新費推計の考え方

本市が保有する道路・橋梁、上水道、下水道について、更新年数経過後に現在と同様の面積や延長で更新すると仮定し、それぞれの面積や延長に一定の更新単価を乗じることにより、更新費を推計しています。

なお、インフラ更新等の事業実施にあたっては、国県等の補助金、交付金や市債等を活用して整備するため、更新費の全額が本市の負担となるわけではありません。

推計条件

- ・更新年数は道路（舗装）15年、橋梁60年、上水道（管路）40年、下水道（管きよ）50年とする。
- ・更新年数で、同規模の更新を行う。
- ・既に更新年数を経過しているインフラについては、今後5年間で更新を実施する。
- ・上水道及び下水道の建物については、公共施設と同様の考え方で試算する。
- ・公共施設等更新費用試算ソフトの更新単価を使用する。

(2) 推計結果

推計条件に基づく試算の結果、本計画開始年度である平成29（2017）年度から令和38（2056）年度までの40年間で合計約3,569億円、年平均約89.2億円が必要との結果になりました。

道路や橋梁等のインフラについては、市民生活の利便性や安心安全に深く関わる資産であることから、長寿命化等の取り組みによって、将来の更新費を抑制するとともに、更新時期の調整等、単年度の更新費を平準化することで、適切な維持管理に努めていく必要があります。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

第1節 現状と課題に関する基本認識

1 人口・財政・公共施設・インフラにおける現状と想定される課題について

第2章での本市の人口・財政・公共施設等の現状や更新費の推計を踏まえ、「人口」、「財政」、「公共施設」、「インフラ」の4つの視点から、今後の公共施設等の管理における課題を次のとおり整理します。(図3-1)

(1) 人口

本市の総人口は、平成7(1995)年の26.9万人をピークに減少しており、何ら対策を講じなければ令和37(2055)年には18.3万人となり、令和2(2020)年の25.2万人の約73%まで減少することが想定されています。

また、人口構造についても、年少人口と生産年齢人口がそれぞれ35%前後減少し、老年人口は約6%の減少にとどまることから、少子高齢化が進行すると見込まれます。

(2) 財政

本市の財政状況は、平成27(2015)年度以降は歳入総額における50%以上を国庫補助金等の依存財源に頼っている状況が続いており、自主財源の大半を占める地方税収入については平成17(2005)年度以降歳入総額の40~50%程度で推移しています。

今後は、現在の国の厳しい財政状況を考えると国庫補助金等の大幅な増加は見込めず、中長期的な生産年齢人口の減少等による地方税収入の減少や、老年人口の増加に伴う扶助費の増大が想定されることから、財政規模の縮小や必要な財源の確保が困難となるおそれがあります。

(3) 公共施設

公共施設全体での延べ面積や、市民一人当たり延べ面積は他の県庁所在都市と比べて少なく、現状では保有量の面から大きな課題はないものの、今後の人口減少や少子高齢化の進行等により、施設ニーズ(量)の減少や施設ニーズ(質)の変化が生じることが考えられます。このため、ニーズに対応した効率的な施設配置や運営が必要となるとともに、人口減少に応じた施設総量の縮減も必要となってきます。

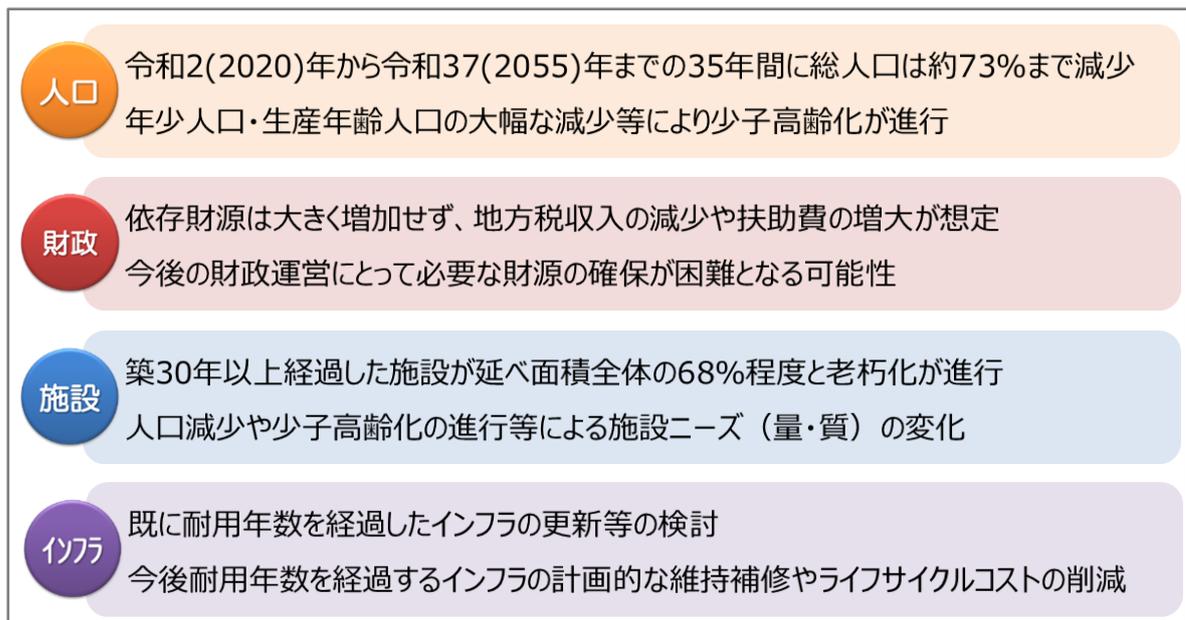
また、築30年以上経過した施設が延べ面積全体の68%程度を占めており、老朽化が大きく進行しています。今後は、財政規模の縮小を見据えて、施設の長寿命化の取り組みや、予防保全型管理によるライフサイクルコスト削減の取り組みが必要となってきます。

(4) インフラ

本市が保有するインフラには、既に耐用年数を経過したものがあり、早急に更新等の検討が必要な状況です。さらに、今後は耐用年数を経過するインフラが増加することが想定されており、継続的に安全かつ安定したインフラの運営を行うため、計画的な維持補修等を行っていく必要があります。

また、長寿命化による既存のインフラの有効活用や、予防保全型管理によるライフサイクルコストの削減の取り組みも必要となってきます。

図 3-1 : 人口、財政、公共施設、インフラの課題



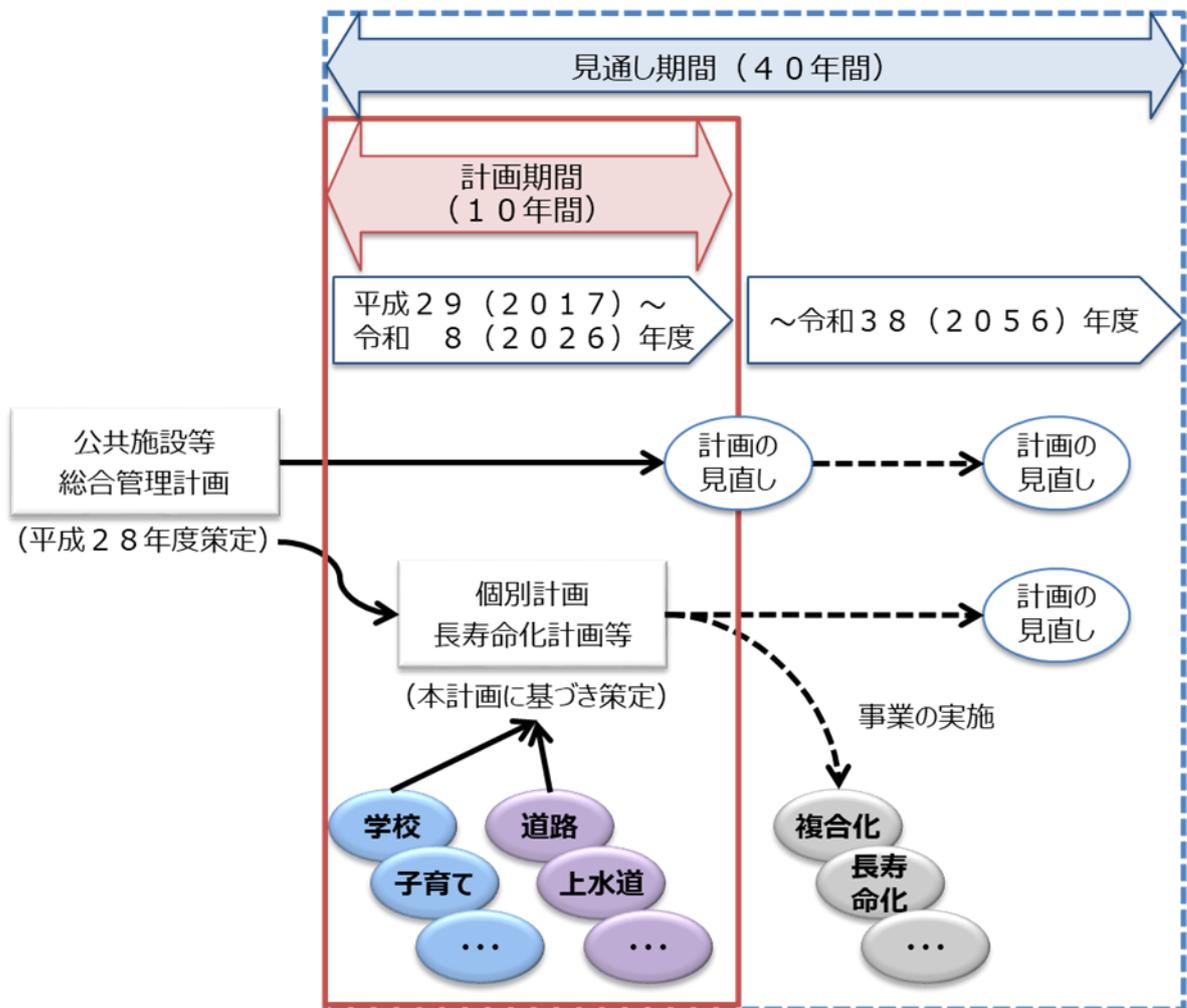
第2節 公共施設等のマネジメントの基本的な考え方

1 計画期間

前節の課題解決に向けて、長期的な視点に立った取り組みが必要である一方、今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応する必要性があることから、今後40年間を見通した上で、平成29(2017)年度から令和8(2026)年度の10年間を本計画の計画期間とします。(図3-2)

なお、計画期間中においても、新たな対策の内容を反映させるなどの見直しを実施し、計画を順次充実させていくものとします。

図 3-2 : 見通し期間及び計画期間



2 基本目標

公共施設等は、本市の利便性や景観を形成するものであり、まちのにぎわい創出に欠かせないものです。しかし、人口減少や少子高齢化等による施設ニーズの変化や施設の老朽化、厳しい財政状況等により、現状のまま何の対策も取らなければ、十分な公共サービスを提供できなくなるおそれがあります。

今後、将来にわたり市民の皆さまが安心安全に利用できる公共施設等を継承していくためには、既存の施設を最大限に活用するとともに、財政的に持続可能な範囲で、効率的な維持管理やマネジメントを行うことが求められます。

このことから、本計画では、次の基本目標を掲げ、課題解決を図っていきます。

将来世代への安心安全な公共施設等の継承

3 基本方針

基本目標の実現に向けて、財政的に持続可能な水準へと規模の適正化を図り、将来世代の負担増大を回避していくため、次の基本方針を設定します。

今後は、基本方針に基づく取り組みを総合的に推進することで、公共施設等の更新費や維持管理に係るコストの削減・平準化を図っていきます。

基本方針

【保有資産の長寿命化・機能維持（品質確保）】

方針① 現在保有している公共施設及びインフラを長期間使用できるようにするとともに、安心安全かつ快適に利用できるような機能の確保と維持を目指します。

【保有資産の縮減・規模の適正化（需給管理）】

方針② 現在の利用状況に加えて、将来の人口規模に応じた需要予測を踏まえ、公共施設の保有量の縮減や、規模の適正化を目指します。

【運営の最適化・効率化（コスト削減）】

方針③ 更新費が将来世代の負担増大とならないよう、運営の見直しによる新たな財源の確保や、多様な主体との連携による効率化を目指します。

第3節 公共施設等マネジメントの実施方針等

1 実施方針

方針①【保有資産の長寿命化・機能維持（品質確保）】

(1) 点検・診断の実施方針（現状把握の体制）

ア 点検・診断の実施

公共施設については、これまでに実施してきた法定点検等に加え、今後は国が整備したガイドブック（点検マニュアル等）を参考に、施設管理者による定期的な目視点検や、劣化状況を把握していく仕組みを構築します。

インフラについては、日々の点検やパトロール等に加え、国の指針やマニュアル等に基づく道路ストック点検^{※19}や劣化診断、管路等の実態把握等を実施します。

イ 情報集約と活用

劣化状況や、対策が必要な箇所の情報を蓄積し、今後の修繕計画等の策定に活用します。

(2) 安全・耐震性確保の実施方針（安心安全の確保）

ア 未利用施設の除却

老朽化等により利用見込みのない施設や、施設ニーズの変化に伴い当初の設置目的がなくなった施設については、除却（解体等）を検討し、安全確保に努めます。なお、施設の除却等にあたっては、可能な限り国の財政措置（除却債等）を活用します。

イ 耐震改修の実施

これまでも公共施設等の耐震化の取り組みを推進してきましたが、今後も耐震化の取り組みを続けます。なお、コスト削減効果が見込まれる場合には、耐震改修とあわせて長寿命化に向けた大規模改修を実施します。

インフラについては、点検・診断等に基づき優先順位を定め、橋梁、管路、設備等の耐震化を推進します。なお、耐震改修とあわせて長寿命化に向けた工法や素材等の採用に努めます。

(3) 長寿命化の実施方針（公共施設、インフラの長寿命化）

ア 予防保全型管理への移行

これまでの不具合が顕在化してから対応する手法（対症療法型）から、点検診断等により劣化箇所の有無や兆候を早期に把握し対応する手法（予防保全型）への移行を図ることで、建物や設備等の性能・機能の維持を図ります。（図 3-3）

また、施設の改修や更新が必要となった場合は、すべての人が利用しやすい施設となるよう、あわせてユニバーサルデザインの導入を推進します。

さらに、脱炭素化社会の実現のため、「地球温暖化対策計画」、「第3次徳島市環境基本計画」に基づき、公共施設に太陽光発電の最大限の導入及び ZEB の実現、計画的な省エネルギー改修の実施、LED 照明の導入など脱炭素化に向けた取り組みを推進します。

※19 本市では、平成 25 年度から道路の舗装面及び道路照明灯等の道路附属物の点検を実施しています。

イ 長寿命化計画の策定・実施

予防保全型管理へ移行することにより、施設の長寿命化を図り、安全性の確保と財政負担の軽減に努めます。(図3-4)

また、施設の長寿命化を推進するため、個別施設ごとに今後の具体的方針を定めた個別施設計画を策定し、計画に基づき適切に事業を実施します。

図 3-3 : 予防保全型管理と対症療法型管理の施設性能の比較図

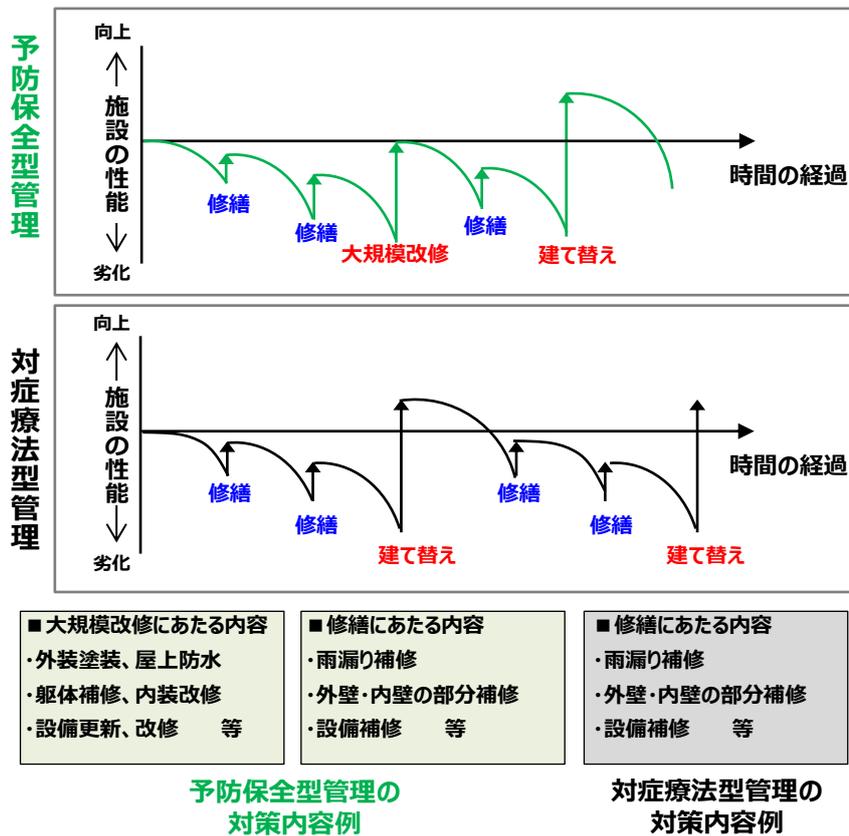
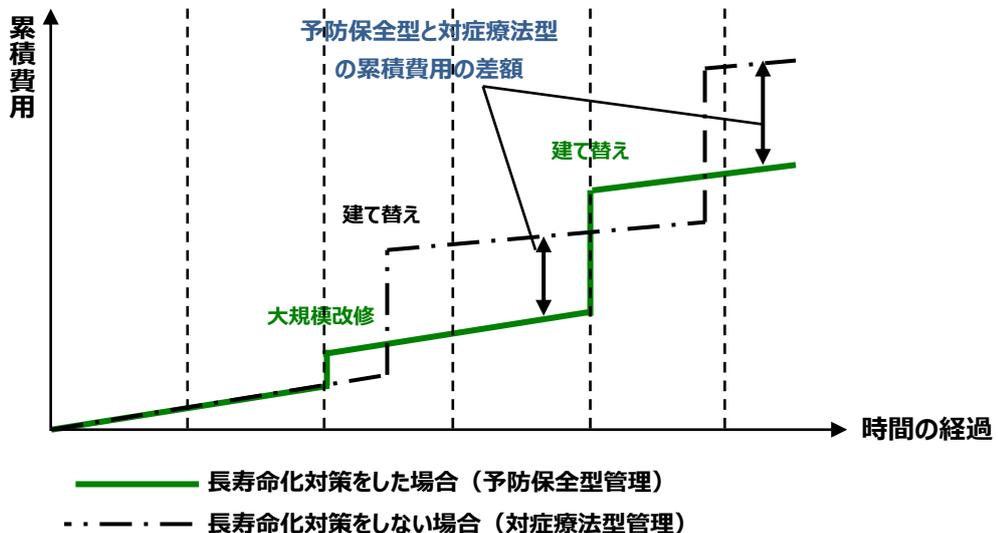


図 3-4 : 予防保全型管理・対症療法型管理の累積費用の比較図



方針②【保有資産の縮減・規模の適正化（需給管理）】

(1) 施設整備の実施方針（効果的な施設整備）

ア 既存施設を活用した施設整備

施設を整備する際には、既存施設の有効活用を優先的に検討し、困難な場合は市全体の保有量の増加に留意し効率的かつ効果的な手法で整備します。

イ 施設ニーズの変化への対応

人口減少や人口構造の変化等に伴う施設ニーズの変化を踏まえ、住民のニーズに対応した施設整備を図ります。

(2) 量と規模の適正化の実施方針（施設の適正配置）

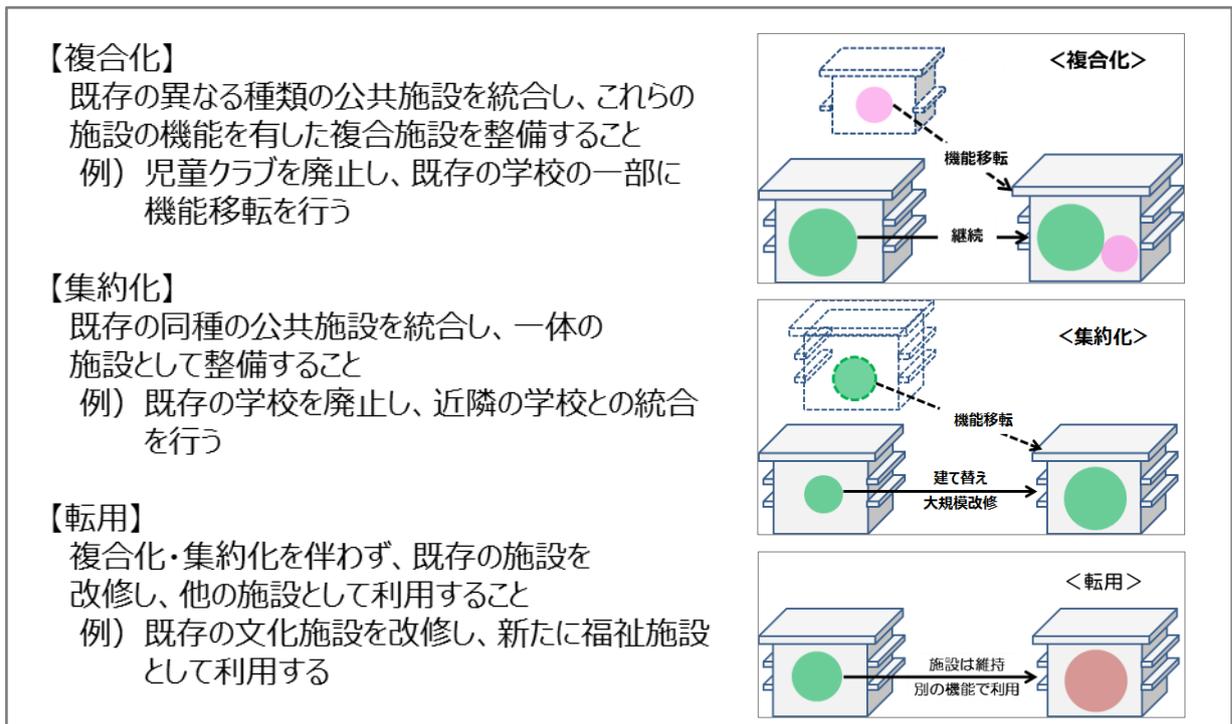
ア 公共施設の総量適正化

施設ニーズの変化等により不要となった施設の複合化や、集約化、用途の転用等の実施により、総量の適正化に努めます。（図 3-5）

イ インフラの規模適正化の検討

将来の需要を想定し、インフラの種類ごとに適正な規模を検討します。

図 3-5：公共施設の複合化・集約化・転用の考え方^{※20}



^{※20} 複合化、集約化、転用の考え方については、総務省の通達に基づく「施設等の適正配置に関する状況調査等の実施について」（平成 26 年 9 月 徳島県地方創生局市町村課）における「公共施設等の適正配置に関する状況調査記入要領の考え方」に基づき記載しています。

方針③【運営の最適化・効率化（コスト削減）】

(1) コスト最適化の実施方針（歳出抑制策）

ア 更新費の削減

公共施設の総量縮減やインフラの規模適正化によって更新費の削減を目指します。

イ 更新費の平準化

長寿命化を実施することにより、更新費の削減を図るとともに、更新時期を調整し、更新費の平準化を図ります。

ウ 維持管理経費の削減

公共施設等の運営については、指定管理者制度の導入や業務の外部委託等により、サービス維持と歳出削減が可能な手法を検討します。また、市域を越えた広域的な利用が見込まれる公共施設等については、周辺自治体との連携による共同利用や事務の共同化等による財政負担の軽減の可能性について検討します。

(2) 財源確保の実施方針（歳入増加策）

ア 多様な主体との連携による更新財源の確保

公共施設の建て替えや大規模改修、インフラの布設替え等にあたっては、国の補助制度等の活用にも努めるとともに、PPP/PFI 等による民間資金を活用した更新財源の確保を検討します。

イ 保有資産の収益化

施設の複合化等によって生じる未利用財産については、売却や貸付等により積極的に歳入確保に努めます。

2 計画のフォローアップについて

(1) 情報共有方策の検討

公共施設等のマネジメントを効果的・効率的に推進するためには、公共施設等の情報を一元的に管理、蓄積し、それらに基づき維持管理や更新等を行っていくことが重要です。

現在は、各施設やインフラの管理部門において個別に情報管理を行っていますが、今後は、統一的な基準に基づく地方公会計制度への移行^{※21}に伴い整備する固定資産台帳を活用し、公共施設等の全庁的な情報共有の仕組みを構築します。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び本計画の進捗管理

徳島市公有財産活用推進会議において、全庁的に共通認識を図り、本計画の推進に取り組めます。また、PDCA サイクルによる見直しを実施し、進捗状況や取組効果の把握に努めます。

なお、計画期間内においても、社会情勢等の本市を取り巻く環境等に変更が生じた場合には、必要に応じて本計画を見直します。

^{※21} 統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成 27 年 1 月 23 日 総務省通知）では、全国の自治体に対して、平成 29 年度までに新しい会計基準に移行することを要請しており、本市においても平成 28 年度決算から新しい会計基準に移行して財務書類を作成しています。

第4節 計画目標

1 目標設定の方針

本市では、総人口の減少等による施設ニーズの変化や、老朽化に伴う公共施設の修繕や更新に多額の費用が必要であることから、課題解決に向けて3つの基本方針を柱とした実施方針に基づく取り組みを推進していくことが重要です。

そこで、計画期間である今後10年間における「計画目標」と、本計画の見通し期間である今後40年間の具体的な「将来目標」を設定することにより、公共施設の更新費や維持管理経費の削減等に取り組むとともに、施設保有量の最適化や施設の適正管理等を実現し、さらなる市民サービスの維持向上を目指します。

本計画における「計画目標」及び「将来目標」は、現時点の想定によって設定したものであり、人口ビジョンに基づく総人口の減少抑制や出生率の向上、総務省の地方財政計画等、今後の社会経済情勢の変化にあわせて、必要に応じて見直していくものとします。

また、「計画目標」及び「将来目標」については、設定した目標を基本に取り組みますが、個々の施設を取り巻く状況等により最適な方法を検討していきます。

なお、道路や橋梁等のインフラについては、市民生活の利便性や安心安全に深く関わる資産であり、また、公共施設のような複合化や集約化等も難しいことから、目標設定の対象外とし、さらなる維持管理の効率化に取り組みます。

2 基本方針ごとの目標について

(1) 基本方針①「保有資産の長寿命化・機能維持（品質確保）」の目標

計画目標：大規模改修や建て替え時期を迎える施設の長寿命化を図る。

将来目標：長寿命化により標準的な耐用年数^{※22}の1.5倍程度^{※23}まで施設を活用する。

基本方針①「保有資産の長寿命化・機能維持（品質確保）」に基づき、計画期間においては、大規模改修や建て替え時期を迎える公共施設の長寿命化に取り組みます。

見通し期間である今後40年間においては、公共施設の標準的な耐用年数の1.5倍程度まで施設の寿命を延長することを目指します。

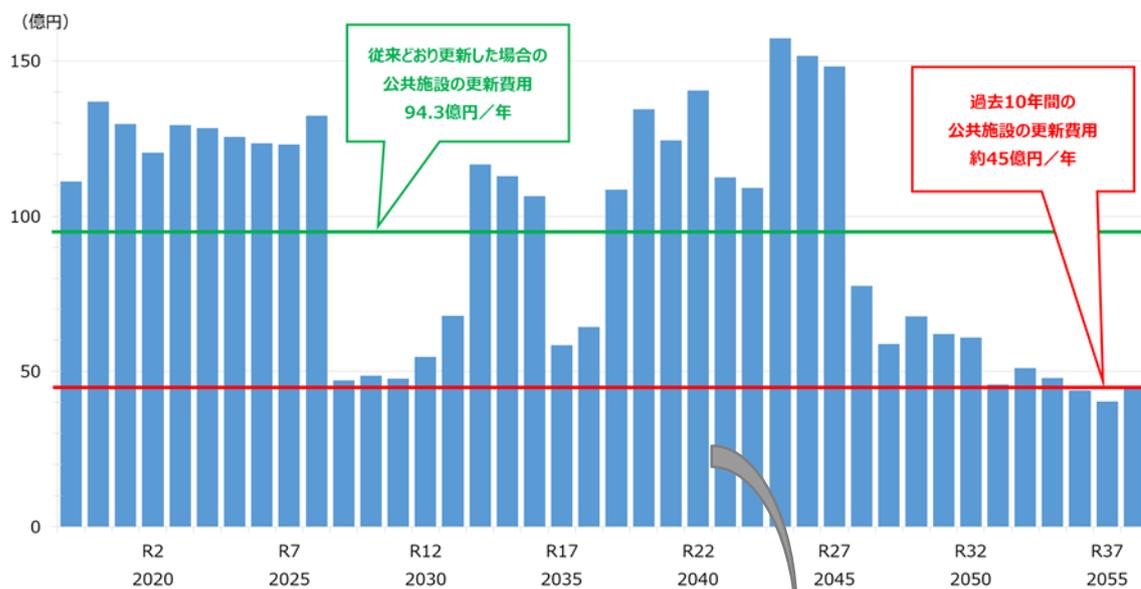
公共施設の長寿命化によって、更新時期の調整による財政負担の軽減や平準化の効果が期待されます。（図3-6）

※22 標準的な耐用年数は、税法上の減価償却資産の考え方に基づき、木造（W造）24年、鉄骨造（S造）38年、コンクリートブロック造（CB造）41年、鉄筋コンクリート造（RC造）50年程度等と考えます。

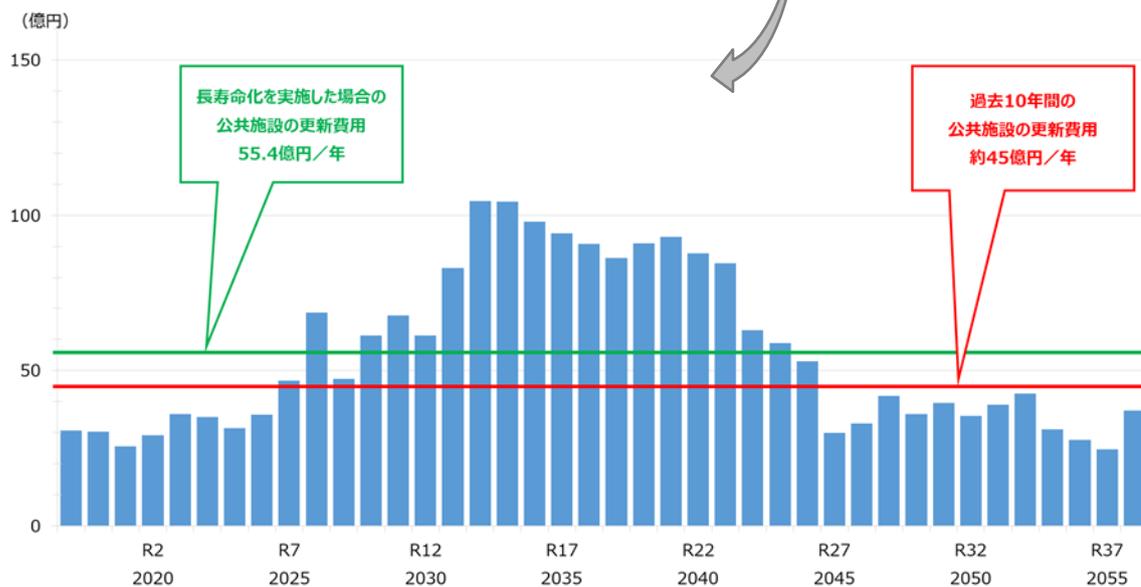
※23 個々の施設毎に状況が異なるため、長寿命化は標準的な耐用年数の1.5倍程度を基本に、個別に判断する場合があります。

図 3-6 : 長寿命化を実施した場合の更新費削減・平準化のイメージ

【従来どおり更新した場合】



【長寿命化を実施した場合】



(2) 基本方針②「保有資産の縮減・規模の適正化（需給管理）」の目標

計画目標：公共施設の複合化等により総量の縮減と必要な機能の確保を図る。

将来目標：人口規模に応じた公共施設の最適化を目指す。

基本方針②「保有資産の縮減・規模の適正化（需給管理）」に基づき、計画期間においては、公共施設の複合化や集約化の実施により延べ面積の縮減を目指すとともに、必要な機能を拠点施設に集めることで機能確保を図ります。

見通し期間である今後 40 年間は、需要に対する規模（供給量）の適正化に取り組み、人口規模に応じた公共施設の最適化を目指します。

公共施設の総量縮減によって、必要な機能を維持しつつ更新費の削減を達成する効果が期待されます。

(3) 基本方針③「運営の最適化・効率化（コスト削減）」の目標

計画目標：維持管理経費の削減や民間資金等の活用を推進する。

将来目標：総量縮減や民間資金等の活用で維持管理経費の10%程度を削減する。

基本方針③「運営の最適化・効率化（コスト削減）」に基づき、計画期間においては、総量縮減や運営の見直しによる維持管理経費の削減^{※24}等に取り組みます。

見通し期間である今後 40 年間は、将来目標として総量縮減によって延べ面積を縮減した施設の「施設（建物）にかかる経費」の見直しを図ることで、維持管理経費を 10%程度削減することを目指します。

また、今後は民間資金等を活用した施設整備費の削減や、指定管理者制度等により民間の知恵やノウハウを活用することで、維持管理経費の削減を図ります。さらに、民間広告事業による収益化や、未利用財産の売却、貸付による収益化を今まで以上に積極的に行っていきます。

^{※24} 公共施設の維持管理経費は、光熱水費や修繕料、工事請負費、使用料等、施設を保有するために必要な「施設（建物）にかかる経費」と、人件費や運営委託等の「事業運営（サービス）にかかる経費」に分けることができ、総量縮減（延べ面積の縮減）を実施することにより、「施設（建物）にかかる経費」の削減を図ることが可能です。

3 計画目標を踏まえた公共施設等の経費の見込み

本市の公共施設等の維持管理・更新等に係る今後 40 年間の経費の見込みについて、既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みと、計画目標として掲げた長寿命化対策等を実施した場合の見込みを次の表に示しています。(表 3-1)

経費の見込み額は、主に 15 ページ、16 ページ等で示す更新費用の試算に基づき算出し、「維持管理・修繕」の費用は、過去 5 年間の決算統計を参考に算出しており、長期的な視点で公共施設等の経費の見込みを見ると、長寿命化対策等を実施することで財政負担の軽減が図られると言えます。

表 3-1 : 今後 40 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

【平成 29 (2017) 年度から 40 年間】

今後 40 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理 ・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去 5 年平均)
普通 会計	建築物等(a)	30,480	104,356	97,473	232,309	364,872	-132,563	5,193
	インフラ施設(b)	21,400	17,255	98,205	136,860	145,493	-8,633	2,575
	計(a+b)	51,880	121,611	195,678	369,169	510,365	-141,196	7,768
公営企業 会計	建築物等(c)	5,680	9,919	13,948	29,547	53,445	-23,898	726
	インフラ施設(d)	13,360	6,191	152,255	171,806	246,123	-74,317	3,866
	計(c+d)	19,040	16,110	166,203	201,353	299,568	-98,215	4,592
建築物等計(a+c)		36,160	114,275	111,421	261,856	418,317	-156,461	5,919
インフラ施設計(b+d)		34,760	23,446	250,460	308,666	391,616	-82,950	6,441
合計(a+b+c+d)		70,920	137,721	361,881	570,522	809,933	-239,411	12,360

(備考)

- ※ 建築物等：学校教育系施設、文化施設、病院等の建築物のうちインフラ施設を除いたもの、及び公園。
- ※ インフラ施設：道路、橋りょう、上水道、下水道及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる補修・修繕などをいう。
- ※ 改修：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。
- ※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本章では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針をもとに、施設類型ごとの現状や課題、これまでの取り組みを踏まえた上で、特性に応じた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を設定します。

第1節 公共施設

1 公共施設（学校教育系施設、子育て支援施設、公営住宅、供給処理施設を除く。）

(1) 現状及び課題

公共施設の60.7%が大規模改修の目安となる築30年以上を経過し、徳島市中央卸売市場や徳島市立食肉センター等をはじめとした多くの施設で老朽化が進行しています。このため、施設の維持管理や更新等に係るコストの増大が課題となっています。比較的新しい施設についても、今後、経年劣化により老朽化が進行していくため、計画的に修繕や更新等を実施していくことが重要となります。

(2) これまでの取り組み

すべてのスポーツ施設で平成27(2015)年度までに耐震化が完了する等、既に多くの施設が耐震基準を満たしています。耐震化に加えて、老朽化や安全確保等の対策として、必要に応じて施設の長寿命化や、防水工事等を実施してきました。

また、コミュニティセンターやスポーツ施設、観光施設、福祉施設等の多くの施設では、指定管理者制度を導入するなど、維持管理経費の節減に努めるとともに、整備計画や修繕計画、長寿命化計画、業務運営計画等を個別に策定している施設では、それぞれの計画に基づき管理運営を実施してきました。

さらに、徳島市文化センターに代わる新たなホールの整備について、徳島県と本市との協調で推進することとし、徳島県との役割分担のもと、県立ホールとして整備を進めているところです。

(3) 基本的な方針

項目	基本的な方針
①点検・診断等の実施方針	<p>施設管理者による日常点検や定期点検、専門家による法定点検等を実施し、劣化状況や危険度を把握します。</p> <p>また、点検・診断結果等の履歴を蓄積することで、老朽化対策等に活用します。</p>
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>老朽化が著しい施設は、施設の運営に影響が生じる前に修繕や更新等を実施します。なお、施設の重要度や劣化状況、危険度等から優先度を設定し、優先度の高い施設から計画的に修繕や更新等を実施します。</p> <p>また、災害時の拠点となる施設や避難所に指定されている施設については、優先的に修繕や更新等を実施し、施設の性能・機能低下の抑制に努めます。</p>
③安全・耐震確保の実施方針	<p>耐震基準を満たしていない施設は、危険性の高い施設から順次耐震補強工事を実施し、安全性・耐震性の確保に努めます。</p>
④長寿命化の実施方針	<p>建物の構造や躯体、屋根、外壁等の部位ごとに異なる耐用年数を考慮し、予防保全型管理による最適な維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図るとともに、財政負担の軽減や平準化に取り組みます。</p>
⑤量の適正化の実施方針	<p>人口減少や少子高齢化に伴う施設ニーズの変化、老朽化に伴う修繕や更新費用等を総合的に判断し、複合化や集約化、廃止等を含めた適正化を検討します。</p>

(4) 個別施設計画・関連計画の策定状況

計画名	策定年度
徳島市公園施設長寿命化計画	平成 25 年度
とくしま動物園管理運営計画	平成 26 年度
徳島市中央卸売市場新市場整備基本構想	令和元年度
各施設の個別施設計画（長寿命化計画）	令和 2 年度
縣市協調新ホール整備基本計画	令和 2 年度

2 学校教育系施設

(1) 現状及び課題

小学校、中学校の 67.5%が大規模改修の目安となる築 30 年以上を経過し、老朽化に伴う施設の損傷が著しくなっています。

市立高等学校は、PFI 事業が終了する令和 6 年度以降においても、施設管理水準を維持するための取り組みが必要となります。

(2) これまでの取り組み

地域の実情や、児童・生徒数等を踏まえ、統合や廃止を順次実施するとともに、学校施設の耐震性や老朽化等を考慮し、建物の必要性についても検討した上で、修繕や増改築、長寿命化改修にも取り組んできました。

これらに加え、市立高等学校では PFI 事業により年間業務計画に基づき週 1 回の巡回点検や、建物や設備の定期的な保守、外構や植栽の管理、清掃、保安等も実施してきました。

なお、平成 27 (2015) 年度中にすべての学校教育系施設の耐震化が完了しました。

また、児童・生徒の良好な学習環境を確保するため、平成 29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度にかけて、全ての小中学校に空調設備を整備しました。

(3) 基本的な方針

項目	基本的な方針
①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検や定期点検、専門家による法定点検等を実施し、劣化状況や危険度を把握します。 また、点検・診断結果等の履歴を蓄積することで、老朽化対策等に活用します。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	予防保全型管理による適切な修繕や更新等に努めます。 また、学校施設は地域の防災面において重要な役割を担っているため、庁内の関連部局と連携し、防災機能の強化を図る等、災害時等において十分な機能を果たせる施設として適切に維持管理を行います。
③安全・耐震確保の実施方針	児童・生徒の安心安全で最適な教育環境を目指し、継続して安全性の確保に取り組めます。
④長寿命化の実施方針	予防保全型管理による最適な維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図るとともに、財政負担の軽減や平準化に取り組めます。
⑤量の適正化の実施方針	空き教室等の状況や大規模改修の時期等を踏まえ、また、地域拠点としての役割を考慮し、児童・生徒数の推移や地域の実情等に応じて、統合や廃止等を含めた適正化について検討します。

(4) 個別施設計画・関連計画の策定状況

計 画 名	策 定 年 度
徳島市立高等学校長期施設修繕計画	平成 21 年度
徳島市教育振興基本計画（第 3 期）	令和元年度
徳島市学校施設の長寿命化計画	令和元年度

3 子育て支援施設

(1) 現状及び課題

子育て支援施設の 63.2%が大規模改修の目安となる築 30 年以上を経過し、老朽化に伴う修繕や更新費用の増大が課題となっています。

(2) これまでの取り組み

保育所及び幼稚園は、これまでそれぞれの再編計画に基づき再編・整備を進めてきましたが、令和 2 (2020) 年度に「新たな市立教育・保育施設の再編計画」を策定し、今後は本計画に基づき計画的に再編・整備を進めることとしています。既に北井上地区においては平成 30 (2018) 年度に、勝占地区においては令和 2 (2020) 年度に各地区の保育所及び幼稚園を統合し、認定こども園を新設しています。

学童保育施設は、老朽化に伴い安全性の確保が懸念される施設の修繕や更新等の実施、また、民間施設を使用しているクラブの専用施設の確保を実施する等、計画的に整備を進めてきました。

児童館は、地域の施設ニーズに対応した新施設の整備や、各施設の状況に応じた修繕を実施してきました。

なお、平成 27 (2015) 年度中にすべての子育て支援施設で耐震化が完了しました。

(3) 基本的な方針

項目	基本的な方針
①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検や定期点検、専門家による法定点検等を実施し、劣化状況や危険度を把握します。 また、点検・診断結果等の履歴を蓄積することで、老朽化対策等に活用します。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	施設の劣化状況や危険度等から優先度を設定し、優先度の高い施設から計画的に修繕や更新等を実施します。
③安全・耐震確保の実施方針	児童の安心安全で最適な保育環境を目指し、継続して安全性の確保に取り組みます。
④長寿命化の実施方針	予防保全型管理による最適な維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図るとともに、財政負担の軽減や平準化に取り組みます。
⑤量の適正化の実施方針	園児数、待機児童数等から施設ニーズを把握するとともに、老朽化に伴う修繕や更新費用、地域の実情等を総合的に判断し、複合化や集約化・廃止等を含めた適正化について検討します。

(4) 個別施設計画・関連計画の策定状況

計 画 名	策 定 年 度
第2期徳島市子ども・子育て支援事業計画	令和元年度
徳島市学校施設の長寿命化計画	令和元年度
新たな市立教育・保育施設の再編計画	令和2年度
各施設の個別施設計画（長寿命化計画）	令和2年度

4 公営住宅

(1) 現状及び課題

市営住宅の 80.6%が大規模改修の目安となる築 30 年以上を経過し、特にブロック造住宅の老朽化が著しく、住宅設備の劣化も進行しています。

また、入居者の高齢化が進行しているため、バリアフリー化された住宅の増加に取り組む必要があるとともに、高齢世帯や母子世帯等が優先して入居できる特定目的住宅の募集戸数の増加が求められています。

(2) これまでの取り組み

「徳島市住生活基本計画」及び「徳島市公営住宅等長寿命化計画」を改訂し、施設ニーズや課題の整理等を図りました。

これらの計画をもとに、平成 30(2018)年度の宮島住宅の統合建替を実施するなど、計画的な修繕や統合、建替を行っています。

(3) 基本的な方針

項目	基本的な方針
①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検や定期点検、専門家による法定点検等を実施し、劣化状況や危険度を把握します。 また、点検・診断結果等の履歴を蓄積することで、老朽化対策等に活用します。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	施設の緊急度や劣化状況、危険度等から優先度を設定し、優先度の高い施設から計画的に修繕や更新等を実施します。
③安全・耐震確保の実施方針	耐震基準を満たしていない市営住宅の更新や廃止を進めるとともに、耐久性の向上に寄与する改善を実施する等、施設の安全性を確保します。
④長寿命化の実施方針	「徳島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化を図り、施設の性能・機能を維持し、安全性の確保と財政負担の軽減や平準化に取り組みます。
⑤量の適正化の実施方針	施設の老朽化や耐震化の状況に加えて、入居率や施設の配置状況、民間の住宅供給量等の現状や人口の変動、施設ニーズ等の将来予測を総合的に判断し、集約化や廃止等を含めた適正化を行います。

(4) 個別施設計画・関連計画の策定状況

計画名	策定年度
徳島市住生活基本計画	平成 29 年度
徳島市公営住宅等長寿命化計画	平成 30 年度

5 供給処理施設

(1) 現状及び課題

東部環境事業所のごみ焼却施設は築 40 年が経過しており、施設の老朽化が顕著であるため、早急に新施設の整備を検討する必要があります。また、耐震基準を満たしていない施設で、構造上、耐震補強工事の実施が困難な施設があり、安全性の確保が課題となっています。

西部環境事業所のごみ焼却施設は、施設の老朽化に伴い、ごみ焼却量の低下や維持管理費の増大が懸念されています。

し尿処理施設は、耐用年数が 20～40 年程度とされており、本市の施設は既に稼働開始後 35 年以上が経過しているため、現施設を延命化するとともに、早急に新施設の整備を検討する必要があります。

西須賀最終処分場汚水処理施設は、経年劣化等により汚水処理槽等の大規模な修繕が今後必要となります。

また、供給処理施設の多くは、高温・多湿、腐食性ガスの発生等の過酷な稼働環境や、連続稼働による消耗等により、性能低下が早く、他の種類の施設と比べ耐用年数が短くなっています。

(2) これまでの取り組み

東部環境事業所のごみ焼却施設は、平成 5（1993）年度に煙突の改修工事を、平成 15（2003）年度には炭素繊維シートによる煙突の補強工事を、平成 12（2000）年度から平成 13（2001）年度にはダイオキシン対策工事を実施しました。

また、平成 24（2012）年度及び平成 25（2013）年度に、東部環境事業所ごみ焼却施設及びし尿処理施設で耐震診断を実施し、令和 2（2020）年度に、し尿処理施設の第 1 工場棟について耐震補強工事を実施しました。

西部環境事業所のごみ焼却施設では、平成 13（2001）年度にダイオキシン対策工事を実施しました。

(3) 基本的な方針

項目	基本的な方針
①点検・診断等の実施方針	各種法令等に基づき、定期点検や精密機能検査を実施します。 また、毎年度定期的に各設備の状況や、炉内耐火物の損傷具合を確認し、次年度の補修項目の検討に役立てます。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	施設が安定稼働できるよう整備計画を策定し、計画に基づき維持管理を行うことにより性能低下の抑制に努めます。

項目	基本的な方針
③安全・耐震確保の実施方針	<p>耐震診断で耐震基準を満たしていなかった施設については、可能な限り耐震補強工事を実施し、施設の安定稼働を図ります。なお、東部環境事業所については、適切な避難路の整備により安全性の確保に努めます。</p> <p>また、耐震基準を満たしている施設は、点検による施設の状態把握や老朽化対策を実施し、安全性・耐震性を確保します。</p>
④長寿命化の実施方針	<p>東部・西部環境事業所については、新施設が整備されるまでの間、予防保全型管理を行うことで施設の性能・機能の維持に努めます。</p>
⑤量の適正化の実施方針	<p>市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上のための重要な施設であることから、将来の需要や劣化状況を見据えて、必要な規模及び機能を有する施設の整備に努めます。</p>

(4) 個別施設計画・関連計画の策定状況

計画名	策定年度
徳島市一般廃棄物処理基本計画	平成 29 年度

第2節 インフラ

1 道路・橋梁

(1) 現状及び課題

今後、施設の老朽化が急速に進行することが予想され、近い将来には修繕や更新費用の増大が見込まれます。

(2) これまでの取り組み

橋梁は、平成 26 (2014) 年度から近接目視による橋梁定期点検を、その他の道路施設は、平成 25 (2013) 年度から路面性状調査^{※25}や道路附属物点検^{※26}を実施してきました。

また、除草、植栽管理、路面清掃、パトロール等の日常的な維持管理も実施しています。

(3) 基本的な方針

項目	基本的な方針
①点検・診断等の実施方針	橋梁は 5 年に 1 回の頻度で、近接目視による定期点検を実施し、健全性の診断結果を 4 つの区分に分類します。 その他の道路施設は、日常的なパトロールによる点検を実施します。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	橋梁は、「徳島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、対症療法型管理から予防保全型管理へ移行し、修繕や更新等を実施します。 その他の道路施設は、重要度や安全性を考慮し、修繕や更新等を実施します。
③安全・耐震確保の実施方針	橋梁は、「徳島市橋梁耐震化計画」や「徳島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、修繕や更新等を実施し、施設の安全性・耐震性を確保します。 その他の道路施設は、パトロールや点検により損傷状況を把握し、路線の重要度や、安全面等を考慮した上で優先順位を付け、修繕や更新等の実施により安全確保に努めます。
④長寿命化の実施方針	橋梁は、「徳島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、重要度・損傷度により対策箇所の優先度を整理し、その他の道路施設は、損傷の程度により優先度を決定し、計画的に修繕や更新等を行うことで、長寿命化を図るとともに、財政負担の軽減や平準化に取り組みます。

※25 「道路ストック点検」のひとつで、道路舗装面の「ひび割れ」「わだち掘れ」等の程度を数値化する調査のことです。

※26 「道路ストック点検」のひとつで、道路照明灯及び大型標識の健全度の点検のことです。

(4) 個別施設計画・関連計画の策定状況

計 画 名	策 定 年 度
徳島市橋梁耐震化計画	平成 27 年度
徳島市橋梁長寿命化修繕計画	平成 30 年度

2 上水道

(1) 現状及び課題

高度成長期に整備された水道施設の多くが老朽化しつつあり、今後更新需要が増加していきませんが、水需要が減少を続けている状況を踏まえた施設規模への計画的な更新を行うとともに、必要な財源確保のため、財務基盤の強化を進めていく必要があります。

また、管路の材料については、耐久性の実証等に時間を要することや、過去の事故原因に照らした適切な材料選定が課題となります。

(2) これまでの取り組み

平成 18（2006）年度には取水・浄水・送配水施設の耐震一次（簡易）診断を、平成 19（2007）年度には取水・浄水・送配水重要拠点施設の耐震二次（詳細）診断を実施しました。

また、平成 30（2018）年度に新たに策定した「徳島市水道ビジョン 2019」と、それを上位計画とした「徳島市水道施設整備計画」をもとに、取水井の長寿命化及び耐震化工事を実施しています。

平成 2（1990）年度から平成 21（2009）年度においては、2 次におたる配水管整備事業と第 4 期拡張事業を実施しました。配水管整備事業では、老朽管、石綿セメント管等の更新を進め、第 4 期拡張事業では、佐古配水場のポンプ棟更新や、第十浄水場の受変電設備や中央管理室等の更新を実施しました。

水道局本庁舎及び前川分庁舎（旧館）については、平成 30（2018）年に実施した耐震診断の結果、耐震安全性を満たしていないと判断されたため解体し、本庁舎に関しては令和元（2019）年度に策定した「徳島市上下水道局庁舎整備基本計画」をもとに、耐震性を備えた新庁舎の整備を進めています。

(3) 基本的な方針

項目	基本的な方針
①点検・診断等の実施方針	管路については、点検・整備・関連工事立会や修理等の日常保全業務と、毎年の漏水調査を実施します。漏水事故が多発する路線は、掘削を行い管材外面の状態を直接調査します。 管路以外の施設は、定期点検や法定点検を引き続き適切に行うとともに、点検結果をデータベース化し、修繕や更新等の優先順位の検討に役立てます。

項目	基本的な方針
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>管路布設においては、管路情報（管種・埋設年度等）システムを活用し、管路更新計画を策定します。</p> <p>水管橋^{※27}等の露出した管路は、外面の塗装劣化、腐食度及び重要度により優先順位を付けて維持管理を行います。埋設管の更新に関しては、漏水事故が多発している路線は、必要に応じて優先順位の繰り上げを行います。</p> <p>また、発生した事故等の原因や修理内容をデータベース化し、以降の更新計画に反映します。</p> <p>管路以外の施設は、将来の水需要を考慮した水運用の効率化を検討し、拠点施設の重要度に合わせた修繕や更新等を実施します。</p>
③安全・耐震確保の実施方針	<p>「徳島市水道施設整備計画」をもとに、施設状況（緊急度）と重要度を踏まえ、優先順位をつけて老朽化している施設の更新と同時に耐震化を計画的に実施します。</p>
④長寿命化の実施方針	<p>管路については、本市が堆積層上に位置することから、更正工事等を行わず、自己防食機能^{※28}を備えた外面耐食塗装を施した耐震性能を有する管への布設替えを行うことで長寿命化を図ります。</p> <p>管路以外の施設については、耐震診断結果をもとに、費用対効果分析等を加味して、既存施設の長寿命化又は更新等の判断を行います。また、維持管理においては、予防保全型管理に移行し、施設の性能・機能を維持し、安全性の確保と財政負担の軽減や平準化に取り組めます。</p>

(4) 個別施設計画・関連計画の策定状況

計画名	策定年度
徳島市水道施設整備計画	平成 30 年度
徳島市水道ビジョン 2019	平成 30 年度
徳島市水道事業中期行動計画	令和元年度

※27 河川・鉄道等を横断して対岸へ水を供給する、橋の形状をした水道管のことです。

※28 金属に生じた小さな傷や化学反応による欠損に対し、補修せずとも保護皮膜が自然に形成され、自己修復する機能のことです。

3 下水道

(1) 現状及び課題

下水道事業開始後 70 年が経過し、老朽化が著しい施設が多数存在しています。
また、ゲリラ豪雨等の気象変動に対する対策が必要となっています。

(2) これまでの取り組み

令和元(2019)年度に「徳島市下水道ストックマネジメント計画」を、令和2(2020)年度に「徳島市公共下水道事業経営戦略」を策定し、下水道施設の適切な予防保全と計画的な改築に取り組んでいます。

都市下水路施設については、津田中央ポンプ場において「徳島市都市下水路ストックマネジメント計画」に基づき、ポンプ施設の改築を行っています。

(3) 基本的な方針

項目	基本的な方針
①点検・診断等の実施方針	「徳島市下水道ストックマネジメント計画」等に基づき、引き続き点検・診断等を実施します。 汚濁が著しい商業地の施設は、定期的に点検、清掃を行います。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	点検・診断等により緊急度が高い不具合については、速やかに修繕を実施するとともに、劣化状況や重要度により優先順位を付けて、年次的な修繕や更新等を実施します。
③安全・耐震確保の実施方針	「徳島市下水道ストックマネジメント計画」等に基づき、劣化状況や重要度を考慮し、年次的な修繕や更新等を実施します。
④長寿命化の実施方針	「徳島市下水道ストックマネジメント計画」等に基づき予防保全型管理による長寿命化を図り、施設の性能・機能を維持し、安全性の確保と財政負担の軽減・平準化に努めます。

(4) 個別施設計画・関連計画の策定状況

計画名	策定年度
徳島市都市下水路ストックマネジメント計画	平成 30 年度
徳島市下水道ストックマネジメント計画	令和元年度
徳島市公共下水道事業経営戦略	令和 2 年度

おわりに

ここまで、本市の公共施設等の現況や課題を踏まえ、今後 40 年間を見通した上で、平成 29 (2017) 年度からの 10 年間の公共施設等の管理に関する取り組むべき基本的な方針等を記述してまいりました。

公共施設等の老朽化の進行に伴い、今後、多大な更新費が必要と予測されるなか、今までと同様の方法では、これまでに築き上げてきた公共施設等を維持することは難しくなってきます。そこで公共施設等を良好な状態で将来世代に継承するためには、本計画を確実に実行することが大切となってまいります。

このことから、本市では、全庁的な取組体制のもと本計画に基づく公共施設マネジメントの推進に取り組み、PDCA サイクルによる進捗状況や取組効果の把握、検証に努めるなど、進捗管理を確実に行ってまいります。

また、本計画は今後の社会情勢の動向に迅速かつ的確に対応する必要があることから、計画期間内であっても適宜見直すことといたします。

今後は、本計画に基づいて時代に適合したサービスを提供していくとともに、市民の皆さまのご理解をいただきながら、公共施設等の最適化等に努めてまいります。

徳島市公共施設等総合管理計画

平成28年12月

(令和2年3月・令和4年3月・11月 一部改定)

発行 徳島市財政部財産管理活用課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

TEL 088-621-5051

FAX 088-623-1008